人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例(案) に対するパブリックコメント及び市民説明会、シンポジウムの実施結果について

1、実施期間

令和元年12月1日~令和2年1月6日

2、意見提出方法

- (1) 政策室への書面による提出
- (2) 郵便による送付
- (3) ファクシミリによる送信
- (4) 電子メールによる送信
- (5) 狛江市公式ホームページ専用フォームによる送信
- (6) 第1回市民説明会(シンポジウム)におけるアンケートへの記入

3、市民説明会(第1回目はシンポジウム形式で実施)

	日時	場所	出席者数
第1回	令和元年 12 月 15 日 (日)	防災センター4階会議室	68 人
	午後1時30分~		
第2回	令和元年 12 月 17 日 (火) 午後 7 時~	特別会議室	14 人

4、意見提出者数(異なる方法で複数回意見を提出した人がいるため、延べ人数)

延べ 76 人

(参考)

第1回市民説明会における発言者 延べ13人

第1回市民説明会アンケートへの記入者 23人

第2回市民説明会における発言者 6人

窓口による意見提出者 3人

郵便による意見提出者 2人

ファクシミリによる意見提出者 6人

電子メールによる意見提出者 8人

専用フォームによる意見提出者 15人

5、意見(要旨)及び意見に対する回答

※いただいた意見の趣旨が変わらない範囲で要約しています。

※複数のご意見をいただいた場合は、内容ごとに分割しています。

条例	例制定の経緯、内容全般に関する意見		
	意見	回答(案)	
1	いろんな障がいを持っている人がいるが、手帳を持っていないた	第3条において、あらゆる理由による人権を侵害す	
	めに対象にならない事態も問題である。人権を認めているかが問わ	る行為を禁止していますが、今後条例を運用していく	
	れている。あたたかい言葉面では解決できる問題ではない。狛江だ	中で検討させていただきます。	
	けでなく、自分の問題があったときに個人の権利を主張できない社		
	会である。童話のあたたかい言葉で終わらせてほしくない。		
2	障がいに対する表面的な対応で人権が守られたと言ってほしくな	本条例は、第1条にあるように市、市民及び団体等	
	いです。例えば車椅子の人にスロープをつければ良い。ではない。ス	の責務を明らかにするとともに、人権の尊重に関する	
	ロープがとても遠くて使いづらい、店に入れるが車イスで使えるテー	施策の基本となる事項を定めることにより、人権を尊	
	ブル、トイレはない(少ない)。イベントも参加はできるが友人と離	重しみんなが生きやすいまちの実現を図ることを目指	
	れてさみしい。表面的ではなく、人権、気持ちによりそってほしい。	しております。具体的な方法については、条例施行後	
	啓発も具体的な方法を明確にしてほしい。差別はいけないことは	に引き続き検討してまいりますので、その際の参考に	
	皆知っているがなくならない。なくす為にはどうするかは簡単では	させていただきます。	
	ないが、差別を受ける人は日々苦しんでいる。表面的な対策では変		
	わらない。		
3	聴覚障害者手帳がなくても要約筆記、手話通訳の派遣を要望に応じ	本条例に反映するものではありませんが、御意見と	
	てしてもらえるようお願いします。	して承ります。	
4	この条例を作った理由は、前市長のセクハラ問題によって現市長	本条例は、市の最上位計画である「狛江市第3次基本	
	が人権条例を作ろうとなったからだということを盛り込んでほし	構想」における「まちづくりの原則」の中の「平和を求	
	い。深刻な事件が起こったら、原因究明をし、再発防止策を取るの	め人権を尊重するまちづくり」をさらに発展させていき	

	が通常のやり方である。検討委員会では原因究明はしないが、甚大	たいという目的から制定するものになります。
	な被害があったら実効性のある再発防止策を盛り込むべきであり、	また、前市長によるセクシュアル・ハラスメント問題
	これでは再発防止が担保されない。	も条例制定のきっかけの一つであり、これを契機として
		狛江市を人権を尊重する先進市とすることで、人にやさ
		しいまちにするための条例を定めるものです。
		なお、本条例は多様な人権課題を網羅するものであ
		るべきことから、個別の問題に特化した表記はそぐわ
		ないと判断しました。
5	市長のセクハラは特殊かもしれないが、税金の取立てにおいても	条例の実効性については、第8条~第12条において
	人権侵害にあたるようなことがあったり、いじめ事件で深刻な事態	その方法を規定し、第13条において推進体制としての
	が発生したりしている。外国人の子どもが日本人と同じような教育	推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容
	を受けるために、言葉をサポートするような体制も取れていない。	については、条例の運用の中で検討してまいります。
	ヘイトスピーチは象徴的なものであり、身近なところで差別の実態	
	は狛江にもたくさんある。それを踏まえて思いやりではなく、それ	
	を解消する具体的な手立てを盛り込むべきである。	
6	紙切れ一枚で前市長のセクハラ問題を解決しましたという方法で	市役所内における再発防止策として、議員提案により
	はなく、具体的に進めていってほしい。	「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を
		制定、平成30年11月1日から施行しています。この中
		で、外部有識者を含む苦情処理委員会、外部相談機関を
		設置する等、内部のハラスメント対策を実施していま
		す。
7	前市長の問題は解決せずに終わってしまった。人権条例ができる	本条例は、狛江市において初めて制定される人権の尊
	ことに期待していたが、子どもでも分かる内容、啓発にとどまる内	重に関する基本条例となります。この条例は、罰則をも
	容であり、セクハラ問題やヘイトスピーチが起こった時に歯止めを	って悪い物を排除するのではなく、市全体であたたかい
	かけるものがない。罰則があり、実効性があるものだと分かる内容	気持ちをもって人権の意識を高め、狛江市をさらに生き

	にすべき。	やすいまちにしていくというスタンスに立っています。
		罰則規定はありませんが、第3条においてあらゆる
		人権を侵害する行為の禁止を明記しており、基本条例
		として一定の抑止力を発揮すると考えます。
		今回はまちづくりの第一歩として本条例を制定し、
		今後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していき
		たいと考えています。
8	市民憲章、基本計画、市議会での宣言等、似たようなものが多	条例の実効性については、第8条~第12条において
	い。この条例は何か必然性があって作られたのか。別に書かなくて	その方法を規定し、第13条において推進体制としての
	も当たり前のものである。前市長の問題については厳しい考えを持	推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容
	っている。(第5条に) 市長を先頭に守ると書いてあるが、当たり前	については、条例の運用の中で検討してまいります。
	のことであり抽象的である。具体的なものは支援と推進会議だけで	
	ある。	
9	基本条例が制定される動機として、狛江の庁舎において当時の市長	条例の施行後には、分かりやすく説明したパンフレ
	がセクハラ差別行為をしていたことがある。差別事象は2年以上放置	ット等を作成し、多くの皆さんに本条例の趣旨が伝わ
	されていた。このことを鑑みて条例ができるのだということを狛江市	るよう努めます。
	民に伝わるようにしなければならない。	
	川崎市では全会派が賛成する形でヘイトスピーチに対する条例が	
	可決された。検討委員会にも人権問題を軽く考えている委員がい	
	る。狛江はあたたかいまちというよりも、色々な差別事象が立ち現	
	れていることが事実である。条例をつくる際には言葉を曖昧なもの	
	にするのではなく、後々皆が理解できるものにすべきである。	
10	前市長のセクハラ問題についてあらためて考えさせられた。やは	本条例は多様な人権課題を網羅するものであるべき
	りこれは入れたほうがよい。罰則についても市の決意を示す意味で	ことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと
	入れたほうがよい。	判断しました。

_		
		また、罰則規定はありませんが、第3条においてあ
		らゆる人権を侵害する行為の禁止を明記しており、基
		本条例として一定の抑止力を発揮すると考えられま
		す。
		今回はまちづくりの第一歩として本条例を制定し、
		今後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していき
		たいと考えております。
11	一読した時、何の為の条例か見当付かなかった。前市長セクハラの	本条例は、前市長によるセクシュアル・ハラスメント問
	件処理用ならばもっとそれを感じられる文章になる筈。	題も条例制定のきっかけの一つではありますが、多様な人
		権課題を網羅するものであるべきことから、個別の問題
		に特化した表記はそぐわないと判断しました。
12	市長のセクハラ・パワハラの再発防止のため実効性ある方策を盛り	市役所内における再発防止策として、議員提案により
	込む。例えば、前文にセクハラ・パワハラの再発防止を盛り込む。「市」	「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を制
	に人権尊重責務を入れる。市と独立した第三者機関で救済にあたる。	定、平成30年11月1日から施行しています。この中で、
	ばっ則を入れる。	外部有識者を含む苦情処理委員会、外部相談機関を設置す
		る等、内部のハラスメント対策を実施しています。
		また、罰則規定はありませんが、第3条においてあ
		らゆる人権を侵害する行為の禁止を明記しており、基
		本条例として一定の抑止力を発揮すると考えます。
		今回はまちづくりの第一歩として本条例を制定し、今
		後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していきた
		いと考えています。
		市の人権尊重義務については、第5条に盛り込んでい
		ます。また、救済については、第8条、第9条に規定す
		るように、第2条第3号に規定する関係機関等と連携す

		ることにより、人権に関する施策や課題に取り組んでい
		きたいと考えています。
		また、本条例は多様な人権課題を網羅するものにな
		ります。したがって救済方法も様々であり、市だけで
		は解決できないケースもあると想定されることから、
		第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しな
		がら対応していくと規定しています。
13	SNS による中傷、炎上や2チャンネルによる人権侵害が問題になっ	第3条においてあらゆる人権を侵害する行為の禁止
	ています。セクハラ問題で今回の条例の制定が考えられたそうです	を規定しています。
	が、女性問題だけでなく、狛江市内でも部落問題、障碍者の問題、在	条例の実効性については、第8条~第 12 条において
	日朝鮮人の問題などもあると思います。これらに対して、具体的な対	その方法を規定し、第 13 条において推進体制としての
	策を講じることはできないのでしょうか。	推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容に
		ついては、条例の運用の中で検討してまいります。
14	今回の人権条例発案は、前市長による人権侵害(これは「セクハラ」	条例の実効性については、第8条~第 12 条において
	ではなく犯罪と考えていますが)が発端と認識していました。	その方法を規定し、第 13 条において推進体制としての
	前市長辞職までの間、数年間にわたって被害があったと報道されて	推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容に
	いますが、今案ではその教訓がいかされず、実効ある仕組みがないと	ついては、条例の運用の中で検討してまいります。
	感じます。	
	時間をかければよいとは限りませんが、拙速にならないよう願いま	
	す。	
15	全体にあまりにも形式的な、実のない感じがします。	市役所内における再発防止策として、議員提案により
	特に狛江市では高橋前市長によるとんでもない人権侵害とその隠	「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を制
	蔽、居直りともいえるようないきさつがあってこの条例の制定が期待	定、平成 30 年 11 月 1 日から施行しており、第 11 条にお
	されました。	いて、市長または議員によるハラスメントは事実を公表す
	その市民の願いに応えるようなしっかりした内容が必要です。	ることを規定しております。また、外部有識者を含む苦情

	特に第5条 (市の責務) はあまりにもお気楽で何の内容もあり	処理委員会、外部相談機関を設置する等、内部のハラスメ
	ません。	ント対策を実施しています。
	現に市庁内で起こった様々な事例を見ると、トップである市長を含	
	む市職員による人権侵害の行為については、その立場の強さに応じた	
	罰則まで含めた対応をとるくらいの覚悟を示す必要があると思いま	
	す。それくらいの徹底した意識がなくては市民に対しての人権尊重の	
	政策は推進されないと思います。	
16	わざわざ人権条例を作る以上何のためにつくるかを明確にする事	条例の実効性については、第8条~第 12 条において
	がだいじと考えます。	その方法を規定し、第 13 条において推進体制としての
	松原市長は人権条例制定の理由のひとつとして前市長のセクハラ	推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容に
	問題をあげ、再発防止をうたっています。したがって実効性のある再	ついては、条例の運用の中で検討してまいります。
	発防止策を盛り込んでください。	
17	そもそも、この条例制定は高橋都彦前市長のセクハラ問題がきっか	前市長によるセクシュアル・ハラスメント問題も条例制
	けと理解しています。この問題の分析はされたのでしょうか。その片	定のきっかけの一つであり、これを契機として狛江市を人
	鱗もうかがえません。高橋氏は数年に渡り、数名の女性にセクハラ行	権を尊重する先進市とすることで、人にやさしいまちにす
	為をして来ましたが、直ぐに対応されることはなく、被害者への救済	るための条例を定めるものです。
	処置がされず、セクハラ行為が続けられてきました。議会で問題にさ	市役所内における再発防止策として、議員提案により
	れた後も否認し続け、被害者の実名公表による告発で辞任しました。	「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を制
	しかし、セクハラ行為はうやむやのままです。狛江市の権力トップの	定、平成30年11月1日から施行しています。この中で、
	行為が正されていない現状をどう評価しているのでしょうか。このよ	外部有識者を含む苦情処理委員会、外部相談機関を設置す
	うなことが二度と起こらないようにするにはどうするのですか?こ	る等、内部のハラスメント対策を実施しています。
	の問題を解決する条例上の文言は一つも見出すことができません。被	なお、本条例は多様な人権課題を網羅するものである
	害者に寄り添っているようには思えません。	べきことから、個別の問題に特化した表記はそぐわない
	高橋氏のセクハラ(もちろんパワハラが絡んでいる)が正されてい	と判断しました。
	ないことは、これは氷山の一角で他にも有ることをにおわせていま	

す。現に狛江市はパワハラも関わっている不当解雇の裁判を抱えてい ます。また、市役所として数年前に国保税などの強権的な取り立てが あり、その時に人権侵害に関わることが無かったのか、狛江市居住の 外国人とその家族の処遇に人権侵害と疑われることはなかったのか 等々、市役所内の人権侵害・市役所による市民への人権侵害が無かっ たのか等調査の上で、もっと危機感を持って条例作成をすべきではな いでしょうか。

少なくとも高橋氏のセクハラ問題は、権力者の人権侵害に対する分 析・評価のうえ、対策指針を盛り込んだ条例案の必要性を求めている と思います。

何故、今、狛江市はこの条例を作るのか。その根本の問題が捉えら 18 れていないため、全く空疎な言葉に終わっています。

前市長のセクハラが市役所内であり、狛江市の文化的後進性が露呈|断しました。制定の経緯等については、条例の施行後に し、広く知れ渡りました。前市長セクハラ事件こそ、狛江市の人権意 識の反映でした。

- ・加害者への対応はどうだったのか?
- 加害者の処遇は適切であったのか?

その検証からこそ

- どう人権が守られるべきか
- 守られるべき人権とは

という狛江市の問題が見えてくると思います。

そもそもこの条例が作られるきっかけは、前市長の職員・市民に対 19 するセクハラ問題が、庁内では解決されなかった。

市の基本計画では、人権を尊重し平和な狛江を実現する事がうたわ れているにもかかわらず長自ら人権侵害が行われたことにありまし

本条例は多様な人権課題を網羅するものであるべき ことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判 分かりやすく説明したパンフレット等を作成し、多くの 皆さんに伝わるよう努めます。

本条例は多様な人権課題を網羅するものになります。 したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決でき ないケースもあると想定されることから、第8条に規定 するように適切な関係機関等と連携しながら対応して

	た。前文には、そもそもなぜこの条例を作るのか、こともあろうかイ	いくと規定しています。
	ソップ童話の例を挙げていますが、差別者を処罰しないで、差別者に	前文については、罰則をもって悪い物を排除するので
	温かく接し、態度を改めさせるという思想の表れで、人種差別撤廃条	はなく、市全体であたたかい気持ちをもって人権の意識
	約など差別禁止を求める国際人権法上の義務に真っ向から反するも	を高め、狛江市をさらに生きやすいまちにしていくとい
	のです。人権が侵害されたら救済しなければならない問題です。この	うスタンスに立っています。また、人権を侵害する人に
	立場から考える必要があると思われます。	対しては、前文において「どんな理由があっても、誰か
		を傷つけたり、いじめたり、仲間はずれにしたりするこ
		とは、決して許しません。」と明記しており、第3条にお
		いても人権を侵害する行為の禁止を規定しております。
		イソップ童話の例につきましては、御意見を受け、読
		み手によって様々な解釈があり、上記の趣旨が伝わりに
		くいことから削除しました。
20	時機遅い。もう少しはやく細かい条例があって欲しかった。ヘイト	本条例は多様な人権課題を網羅するものであると考
	スピーチばかりで進展制がない。	えています。今後、人権を尊重しみんなが生きやすいま
		ちの実現に向けて取り組んでまいります。
21	先日、狛江市の隣である川崎市がヘイトスピーチ禁止条例を可決し	本条例は多様な人権課題を網羅するものであるべき
	た。川崎というヘイトスピーチが常習的に多発している地域性もある	ことから、ヘイトスピーチのみに特化したものではない
	が、全会派一致で可決という非常に尊い形での条例制定に、大きな意	と考えています。
	義を感じた。	また、本条例はまちづくりの第一歩として制定するも
	川崎市以外でも、新宿や吉祥寺といった近隣でヘイトスピーチは行	のであり、今後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討
	われており、狛江市でもそういった事態が起き得ることを鑑みる。そ	していきたいと考えています。
	うした事態を予測し、迅速な対応ができるよう、川崎市の条例に習う	罰則規定はありませんが、第3条において、ヘイトス
	内容を、追加条項として盛り込むことを求める。	ピーチだけでなくあらゆる人権を侵害する行為の禁止
	ここには、ヘイトスピーチが単に知識不足や誤解といった原因でな	を明記しています。
	く、意図して他者を傷付けることを目的とした行為であることを理解	

	し、厳しい罰則規定も盛り込まれた内容の制定を求める。	
	また、その追加条項が、想像される困難に対峙し被害者を守るとし	
	た、強い姿勢を見せた川崎市へつづく、強い決意を示す内容であるこ	
	とを求める。	
22	隣の川崎市では、ヘイトスピーチによる深刻な人権侵害を止めるた	本条例は多様な人権課題を網羅するものであるべき
	めに「罰則」を盛り込んだ条例が多くの市民の支持を得て議会でも全	ことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判
	会一致で成立しました。予防的な意味を含め、ヘイトスピーチに対象	断しました。
	を限って同様の規定を狛江市の条例に盛り込むことも必要ではない	罰則規定はありませんが、第3条において、ヘイトス
	でしょうか。	ピーチだけでなくあらゆる人権を侵害する行為の禁止
		を明記しています。
23	川崎市で罰則規定のある条例が可決された。狛江には特筆すべき問	条例の実効性については、第8条~第 12 条において
	題はない、罰則がないものが狛江らしい条例だという話があったが、	その方法を規定し、第 13 条において推進体制としての
	川崎市で起きていることは対岸の火事ではない。川崎市の条例では、	推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容に
	ヘイトスピーチを3回もくり返した人に対しての勧告、命令、その先	ついては、条例の運用の中で検討してまいります。
	の罰則である。その場で起きた差別に対して罪を与えるものではな	本条例は多様な人権課題を網羅するものになります。
	い。これはいけないことだと指し示して教える時間がある。日常の中	したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決でき
	で、ちょっとした言葉で支えられたり、生きる希望を見出したりする	ないケースもあると想定されることから、第8条に規定
	ことができる。ヘイトスピーチの被害者は、日常が壊され人として生	するように適切な関係機関等と連携しながら対応して
	きる権利を害されている。それに対して狛江市は表面上優しい言葉を	いくと規定しています。
	投げかけるだけで、当事者がこの条例案を読んだとして、SOS を市に	罰則規定については、今後状況を見ながら必要性を検
	投げかけたいと思うか。本当に何か解決してくれるという条例にはま	討していきたいと考えております。
	だ足りないと感じる。	
	罰則規定を設けるということは、誰かに罰則を与えなければいけな	
	いということではなく、市がどういった立場に立つかという意思表示	
	である。相談を受けて終わりなのか、具体的な救済措置が話し合われ、	

	明記されないことには SOS を出せない。	
24	川崎市の条例があったように罰則がなければ差別等があっても(注	条例の実効性については、第8条~第 12 条において
	意のみ)では条例は理念のみになるのではないか?理念条例では差別	その方法を規定し、第 13 条において推進体制としての
	はなくならない。(差別は犯罪であるとの理解に欠けている。)	推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容に
		ついては、条例の運用の中で検討してまいります。
		また、この条例は、罰則をもって悪い物を排除するの
		ではなく、狛江市をさらに生きやすいまちにしていくと
		いうスタンスに立っています。今回はまちづくりの第一
		歩として本条例を制定し、今後状況を見ながら罰則規定
		の必要性も検討していきたいと考えております。
25	罰則はやむえないと思います。思いやりだけでは差別、パワハラ、	この条例は、罰則をもって悪い物を排除するのではな
	セクハラはなくならないから。	く、市全体であたたかい気持ちをもって人権の意識を高
		め、狛江市をさらに生きやすいまちにしていくというス
		タンスに立っています。今回はまちづくりの第一歩とし
		て本条例を制定し、今後状況を見ながら罰則規定の必要
		性も検討していきたいと考えています。罰則規定はあり
		ませんが、第3条においてあらゆる人権を侵害する行為
		の禁止を明記しており、基本条例として一定の抑止力を
		発揮すると考えます。
26	この条例が市民に納得される有効な機能を果たすためには、これに	この条例は、罰則をもって悪い物を排除するのではな
	反する行為があった場合のペナルティを明記してほしい。基本的な生	く、市全体であたたかい気持ちをもって人権の意識を高
	き方に違反しているのに、その結果がうやむやになるようでは協働作	め、狛江市をさらに生きやすいまちにしていくというス
	業で努力して条例を作った意味がありません。	タンスに立っています。今回はまちづくりの第一歩とし
		て本条例を制定し、今後状況を見ながら罰則規定の必要
		性も検討していきたいと考えています。罰則規定はあり

		ませんが、第3条においてあらゆる人権を侵害する行為
		の禁止を明記しており、基本条例として一定の抑止力を
		発揮すると考えます。
27	加害者に対するペナルティ。現状は一言もありません。	この条例は、罰則をもって悪い物を排除するのではな
	未成年のいじめ・差別等は加害者側の状況把握が必要だし、対処は	く、市全体であたたかい気持ちをもって人権の意識を高
	罰則ではなく理解を深める形が望ましいと思います。しかし、大人の	め、狛江市をさらに生きやすいまちにしていくというス
	確信犯的なセクハラ・パワハラ、ヘイトスピーチなどに対しては一定	タンスに立っています。今回はまちづくりの第一歩とし
	のペナルティは必要とならないでしょうか。狛江市の場合は市長の立	て本条例を制定し、今後状況を見ながら罰則規定の必要
	場でのセクハラ疑惑です。十分な調査と確実な証拠でそれと認められ	性も検討していきたいと考えています。罰則規定はあり
	れば、注意、勧告などを経ても改まらない場合は公表等の検討も必要	ませんが、第3条においてあらゆる人権を侵害する行為
	なのではないかと思います。もちろん、犯罪となれば刑事事件として	の禁止を明記しており、基本条例として一定の抑止力を
	法律で罰せられますが、どこかの財務大臣は「セクハラ罪はない」と	発揮すると考えます。
	うそぶいています。こうした現状を鑑みれば、権力を持つ加害者の執	
	拗な人権侵害に対するペナルティは必要ではないでしょうか。	
28	条例として東京弁護士会のモデル条例案を参照してほしい。	罰則等については現段階では盛り込んでおりません
		が、東京弁護士会の人種差別撤廃モデル条例案と比較
		し、禁止事項、市や市民の責務、教育の充実、啓発活動
		等といった盛り込むべき項目は条例案に含まれている
		ものと考えます。
29	東弁連モデル条例案を参考とし、差別行為を目的とした公的施設の	罰則等については現段階では盛り込んでおりません
	利用を認めないことを明記する条項の追加も有効と考えます。	が、東京弁護士会の人種差別撤廃モデル条例案と比較
	香川県観音寺市条例(第5条)で、公園においての差別行為を禁止い	し、禁止事項、市や市民の責務、教育の充実、啓発活動
	ているように、場においての制限を定めることも、差別撤廃へ向けて	等といった盛り込むべき項目は条例案に含まれている
	の啓発となると考えます。	ものと考えます。
30	条例は精神、宣言を元に作るものだと思う。今回の条例の精神、	本条例の前文後段に記載しています。

		·
	根拠となる考え方がもう少し打ち出されるべき。北風と太陽等の例	
	は、解説等に書けば良い。条例自体はもっと簡潔に、何をしたいの	
	か、根拠事例や市の考え方を前文に書くべき。	
31	第1条と第3条には「差別」という言葉が出てくるが、それ以外は	第3条において、差別は人権を侵害する行為の一つで
	「人権」という言葉で表現されている。	あると規定しているため、より広義である「人権」とい
		う言葉を使用しています。
32	修飾語を多用せず、主目的である差別がすぐ出てくるような文章を	第3条において、差別は人権を侵害する行為の一つで
	作ってほしい。または、「差別による人権侵害」という言葉で分かり	あると規定しています。
	やすく文章を作ってほしい。第3条「何人も差別もない~」としてほ	
	しい。	
33	本条例案は抜本的な修正をお願いします。理由: 狛江市の人権侵害	条例の実効性については、第8条~第 12 条において
	に正面から向き合っているとは条例案から感じられないこと、そのた	その方法を規定し、第 13 条において推進体制としての
	めかその防止と被害者への救済が具体的でないため。	推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容に
		ついては、条例の運用の中で検討してまいります。
34	条例案から修正・追加した方が良い項目:	条例案では、人権の定義について前文で記述していま
	○人権の定義。憲法、国際人権諸条約を謳う。	す。また、第3条において人権を侵害する行為の禁止を
	○人権侵害の禁止。差別、いじめ、虐待、ハラスメント、DV の禁止。	規定しており、暴力についても含まれるものと考えてい
	暴力(身体と言動)の禁止。	ます。
35	差別の一番の問題は、一個人の考えが正しい、悪いではなく、ある	条例の運用にあたり参考にさせていただきます。
	一つの思考が刷り込まれ、浸透する事により他者を排他的に扱うこと	
	を肯定することにある。マイノリティの方に対してそれを批判するこ	
	とは差別にあたるが、一人一人が生きる権利を奪われて、かつその人	
	を傷つけることを肯定する可能性を秘めているのが差別である。その	
	点を重く受け止めて考えてほしい。	
36	市民の人権守る立場や政策が狛江市政にない。人権条例を作ること	条例の実効性については、第8条~第 12 条において

	は良いが、実効性のある中味にして欲しい。	その方法を規定し、第 13 条において推進体制としての
		推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容に
		ついては、条例の運用の中で検討してまいります。
37	検討委員会は、公募の市民委員と、市が指名する学識者の委員で構	条例制定後は、適宜関係機関等と連携しながら施策を
	成されていると思います。差別や人権に関しては専門家でないと判	推進していきます。また、第 13 条第4項における「必
	断、立法はできません。そこをぜひおさえて頂きたい。	要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意
		見を聴くことができる。」との規定を活用し、当事者や専
		門家の意見を聴くことができると規定しています。
38	人権条例を審議する委員会に様々な立場の人権を侵害されている	条例の運用にあたり参考にさせていただきます。
	と思われる当事者の参加がなかったのが残念です。今後の委員会でも	
	っと当事者参加をすすめてほしい。	
39	基本条例が実効性のあるものになるためには、理念だけでなく相談	本条例は多様な人権課題を網羅するものになります。
	及び救済が相談者の人権を真に救済し、納得するものでなければなら	したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決でき
	ない。	ないケースもあると想定されることから、第8条に規定
		するように適切な関係機関等と連携しながら対応して
		いくと規定しています。
40	差別や人権に関し、啓発による意識の改善で差別の起きない基盤を	条例の運用にあたり参考にさせていただきます。
	作り、被害者への適切な救済措置と共に、加害者へ必要に応じ処罰を	
	与え、人権問題の重きを理解し、生きることを苦痛に思わない社会を	
	構成するための指針となり、充実した社会を創造するための軸となる	
	ことを期待する。	
	被害者を救出することは市政の義務であると共に、被害者の声を受	
	け止め、その事態を認識することは、学校や職場など組織や環境が持	
	つ問題点を浮上させ、事態を改善させることは、組織や社会全体を向	
	上させることを可能にするものと考える。	

	差別や人権侵害の問題を放置することは、社会を構成する人間のモ	
	ラルを低下させ、または劣化させ、社会全体の向上を妨げ、社会全体	
	の構造を崩壊させる可能性があるものと考える。	
	繰り返しになるが、被害者を救出することは市政の当然の義務であ	
	る。そして、それだけでなく、黙殺されかねない被害者の声を拾い、	
	その問題解決に真摯に取り組むことは、職場や社会における多くの問	
	題を解決へと促し、改善は充実した社会構成への手掛かりとなるもの	
	と考える。『人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例』	
	が、市民の声を反映し、深く検討され、人権問題への決意を示すもの	
	となり、社会向上へ向けた一つの指針となる条例となることを期待す	
	る。	
41	この条例において市議会議員の位置づけはどうなのでしょうか。単	組織としての市議会は市として位置づけ、個人として
	に一市民、ですか。	の市議会議員は第2条において市民(在住または在勤
		者)として位置づけています。
42	条例とは何かを調べてみました。条例とは地方公共団体が制定する	条例の実効性については、第8条~第 12 条において
	法です。つまり市の法律ともいえ、単なる宣言ではないことがわかり	その方法を規定し、第 13 条において推進体制としての
	ました。この視点から素案を読むと、素案は情緒的印象を与え、法と	推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容に
	しては曖昧さを残していると思います。	ついては、条例の運用の中で検討してまいります。
43	狛江市の人権条例をつくるからには、"より良いなかみ"にしてく	条例の運用にあたり参考にさせていただきます。
	ださい。今後「人権侵害」を取り組む中で、市の努力だけで解決しえ	
	ないことにぶつかった時、国に要望することも含め、粘り強く解決を	
	求めて頂きたい。これから作る条例を大切にして欲しい。	
44	いい条例を作るために、体裁いい「ことなかれ」で行わず、ぜひ狛	本条例をもって市民一人ひとりが個人として大切に
	江市も日本初のすてきな条例作って下さい。	され、誰もがより生きやすい平和なまち、お互いに支え
		あい助けあうやさしいまちを目指してまいります。

45 平等と言っても平等にならない		
49 十寺と言うくも十寺になりなり	いことは多いと思う。それは仕方ない	本条例をもって市民一人ひとりが個人として大切に
と思う。しかし、それをお互い真	重し、足りないことはフォローしあ	され、誰もがより生きやすい平和なまち、お互いに支え
っていける世の中にすることだ。	と思う。言いたいことは、何でも言っ	あい助けあうやさしいまちを目指してまいります。
ていいとは思わない。我慢してい	いる人もいるが、強い人もいる。それ	
をお互い認めて話せる場があれば	ざいい。	
46 人権について考えると真剣に	考えとりくむ人と関心のない人との	条例の運用にあたり参考にさせていただきます。
差がとっても大きい。当事者であ	っればより深刻に考えておられる。 私	
は障がいを理由に職場を辞めさ	せられたことがありましたが、仕方な	
い、自分の立場を主張しても自分	か疲れるだけだと感じました。 ごく	
日常に様々な差別があります。近	色に差別する人たちの心のあり方、ど	
うして人を傷つけるのか、立場の	強い人たちこそ人権を尊重する学習	
が必要なのではないかと思いま	した。	
47 確かにまず条例は大切で必要	と思いますが、それと同時にその条例	皆さまが活動しやすくなるよう今後の参考にさせて
を基に実行出来る施設や活動の	場を作って欲しいと思います。又、そ	いただきます。
の際の支援はどの位あるのかも気	印りたいです。	
48 明治大学寮が設置された影響	あってか、駅周辺にも外国人の姿が	本条例をもって市民一人ひとりが個人として大切に
以前よりも多く見られるように	なり、所作や行動などにも多少の奇抜	され、誰もがより生きやすい平和なまち、お互いに支え
さを感じるときもあるが、そうい	いう人もいるのだという緩い・広い・	あい助けあうやさしいまちを目指してまいります。
温かい気持ちで生活できるよう	な指針になると良い。近隣の住人や子	
供に挨拶でもしようものなら、T	手をすると変人扱いされてしまう可	
能性を感じながら生活する息苦	しい地域にはなってほしくない。	
49 条例案の内容は憲法で規定され	1ており、わざわざ条例を制定する意	基本的人権については憲法にも規定されていますが、
味はありません。このような無馬	な仕事をする職員、議員の余裕があ	本条例は狛江市が市民一人ひとりが個人として大切に
るなら削減の上、住民税を下げ	て頂きたい。	され、誰もがより生きやすい平和なまち、お互いに支え
		あい助けあうやさしいまちを目指し、制定するもので

		す。
50	条例案の中に記されている「みんな大切だという心」「やさしいま	第10条~第12条に規定しているような取組みを通じ
	ち」「市民の人権の尊重に関する意識を高める」と言った文言・表現	て様々な形で「ひとづくり」につなげていきます。
	がキーワードと感じられ、「人権を尊重するまちづくり」を目標とし	
	ている方向性は理解できる。補足出来るなら「ひとづくり」という一	
	面だろうか。	
51	住民説明会参加しました。前文を含めとても良い条例だと思いま	基本条例という性格上頻繁に改正するものではあり
	す。早めの施行を目指して欲しいです。タイムリーなテーマですし。	ませんが、時代の変化等に応じて内容を見直していく必
	しかし今後は更に罰則規定など盛込むなど、改定が必要だと思いま	要があると考えています。
	す。	
52	細かく限定すると、罰則規定まで決めなくてはならないと思います	条例の運用の中で関係機関と連携し、実効性あるもの
	ので、アバウトで差し障りの無い原案で良いと思います。	となるよう取り組んでいきます。
	このルールを制定しても、教育の現場で実践されないと意味が無い	
	と思います。	
53	市民の人権を守る大切な条例です。もっと市民意識を引き出し、市	人権の尊重は時間をかけて取り組むものであると考
	民全体のものにしていくための時間をかけての議論が必要なのでは	えています。条例施行後も第 13 条に規定する意識調査
	ないでしょうか。	等を活用しながら取り組んでまいります。
54	このパブリックコメントの実施時期もとても不親切だと思います。	御意見として承ります。
	年末年始にかかり、他にも募集されているものもあり、市民にとって	
	は落ち着いて対応することが難しい状況です。今後は日程の設定など	
	再検討して下さい。	
55	条例案の説明会の告知をもっと広くなされてはいかがですか?こ	御意見として承ります。周知に関しては、より広く皆
	のパブコメもそうですが、知人から聞かなければ気づきませんでし	さまに知っていただけるよう努めます。
	た。自分から情報を取りに行く人ばかりでなく、多くの市民に周知す	
	べきです(この条例案に限らず)。説明会の回数も増やしてほしいで	

	す。12月という忙しい時期に行われても、都合がつけられません。ま	
	た、説明会に参加する議員が少なすぎませんか?制定過程を知らず	
	に、あがってきた条例案を議会で決議するのかと思うとずいぶんいい	
	加減だなと思います。議員に直接告知しているのかわかりませんが、	
	していないのであればしっかり告知して、せめて各党1議員は参加す	
	るよう市から要望は出せないものでしょうか。こんなに大事な条例案	
	の制定過程で少数の方しかお見えにならないのが残念過ぎます。一部	
	の議員の人権についての関心のなさが、市長によるセクハラという重	
	大な人権侵害を野放しにしてきたのだとあらためて実感しました。条	
	例が本当に意義のあるものとなり、市民(市職員も含まれるのですか	
	ら)を守るものとなるよう再度、よくご検討ください。	
56	市民憲章の一文として「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつ	御意見として承ります。
	くります」と入れてはどうか。	
57	私は、狛江市が策定する人権尊重条例には、以下の点が必要だと考	(1)前文及び第3条において、人権を侵害する行為の
	えています。	禁止を規定しています。
	(1)差別や人権侵害の禁止、その解消を含む生きづらさの解消に市	(2) 第8条及び第9条に市民等との連携、相談及び救
	および市民が取り組むことを明確に宣言すること――「禁止宣言」	済について規定しています。
	(2) 気軽に安心して相談できる窓口の設置、緊急対応が求められる	(3)第 13 条に規定する推進会議において議論してい
	人権侵害事案への的確な対応(救済)とその実効性の担保(市長セク	ただく予定です。
	ハラ問題などの経験を踏まえ、行政権力が加害者になり得ることをふ	
	まえたものとなることが必要)――「実効性のある対応(救済)」	
	(3)人権が保障される(差別・人権侵害を生まない、生きづらさの	
	解消に正面から取り組む) 地域社会づくりの推進への具体的な体制確	
	立――「地域づくり」	
58	松原市長は、条例を制定するにあたり、条例制定に至った経緯や内	本条例をもって市民一人ひとりが個人として大切に

	容等について、また条例のイメージについて検討委員のみなさんに思	され、誰もがより生きやすい平和なまち、お互いに支え
	いを語られています。これらが議論され反映されているか、責任を持	あい助けあうやさしいまちを目指してまいります。
	って確認し、条例を策定して頂くことを求めます。狛江市民として、	
	差別のない狛江市、差別に苦しむ人が救済される条例制定を心から望	
	みます。	
59		第3条においてあらゆる人権を侵害する行為の禁止
	ことができない、できにくい問題が存在します。12 月の条例市民説	を規定しています。差別が解消されるよう条例を運用し
	明会で行われたシンポジュウムで、聴覚障害のある方が訴えられた	てまいります。
	「聞こえないというのは、見えない障害。見えないということは、聴	
	覚障害者はいませんということにつながる」という言葉はとても重み	
	がありました。見えない障害であるために「困っていること」「差別	
	されている人」がいないことにされてしまっている狛江の現状を、差	
	別を受けている当事者としてしっかりと発言してくださったこと、そ	
	れが条例検討委員、事務局職員の皆さんに届いていることを心から願	
	います。	
	前市長によるセクハラ被害者、狛江市在住の在日コリアン、被差別	
	部落の方々、障害のある方々やいじめやハラスメントに苦しむ方々	
	が、差別を恐れて声を出していないことで、表面的に狛江市には差別	
	が少なく見えている現状があります。情報がなく当たり前の権利が保	
	障されないことを諦める人々、日常的にヘイトスピーチを恐れ外出を	
	ためらう人々、net 上での差別やヘイトに傷つき苦しんでいる人々が	
	増え続けている現状を、狛江市も条例検討委員会もしっかりと受け止	
	め、差別に苦しむ方々の立場に立って本気で差別を禁止する条例を制	
	定して頂くことを求めます。	
60	人権尊重条例の主旨としては、市民が人権を大切にするための啓蒙	本条例は、狛江市において初めて制定される人権の尊

より、主体として行政が人権を守るための条例であることを主旨とす「重に関する基本条例となります。そしてこの条例は、罰 る必要があります。

現条例案では、市民の啓蒙・啓発的性格が強いので、人権を守る主│たかい気持ちをもって人権の意識を高め、狛江市をさら 体として狛江市が条例文では主語とし、人権侵害の禁止を明確に定め るべきです。

今の日本社会でなぜいじめがなくならないのか?なぜヘイトスピ ーチが悪化するのか?インターネットで個人攻撃が亡くならないの | 後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していきた はなぜか?

啓蒙・啓発で人権侵害がなくなるなら、こんな問いも必要なくなり ますが、現実はそうではありません。

現実に対処する条例が求められています。

その上で、根本的な解決のために、教育を大切にする、人を大切に する、過度な競争社会の原理を問い直すなどを社会に投げかけること によって、人権を大切にする社会になるのだと私は考えます。

人権条例はとりあえずの応急処置として、実効性あるものにする必 要があると思います。

則をもって悪い物を排除するのではなく、市全体であた に生きやすいまちにしていくというスタンスに立って います。

今回はまちづくりの第一歩として本条例を制定し、今 いと考えています。

条例	条例名称に関する意見		
	意見	回答(案)	
61	「差別のない」「多様性を認め」という言葉を条例名に入れてほしい。	本条例は、狛江市において初めて制定される人権の尊	
		重に関する基本条例となることから、差別だけでなく広	
		く人権を尊重するための条例であると考えます。	
		また、多様性を認めた結果、「みんなが生きやすい」狛	
		江になると考えます。	
62	条例名をわかり易く。「人権を尊重し 差別や偏見のない 狛江を	本条例は、狛江市において初めて制定される人権の尊	

	つくる基本条例」とする	重に関する基本条例となることから、差別や偏見だけで
		なく広く人権を尊重するための条例であると考えます。
		また、差別や偏見がなくなった結果、狛江がさらに生
		きやすいまちになると考えます。
63	条例名を「いかなる差別も禁止する狛江市人権尊重基本条例」とし	この条例は、罰則をもって悪い物を排除するのではな
	てください。	く、市全体であたたかい気持ちをもって人権の意識を高
	条例は自治体の法律です。「みんなが生きやすい狛江」という曖昧	め、狛江市をさらに生きやすいまちにしていくというス
	な表現ではなく、見ただけで誰もが安心する、わかりやすい条例名で	タンスに立っていることから、「人権を尊重しみんなが
	あって欲しいと思います。「みんなが生きやすい狛江」の「みんな」	生きやすい狛江をつくる基本条例」としています。
	から排除され、差別されている人々の存在があり、差別が容認されて	
	いる現状があるからこそ狛江市は条例を制定することになりました。	
	差別をなくすために「いかなる差別も禁止する」としてください。	

前文	前文に関する意見	
	意見	回答(案)
64	前文のイソップ童話について、冷たい風を強く吹きかける北風と	一般的に条例は、難しく、読みづらいものであるため、
	いう表現は印象操作であり、読み手が差別や人権侵害を指摘するこ	前文では子どもから大人まで誰にでも読みやすいもの
	とが冷たい風であると受け取る可能性があるのでは。	を目指して作成しました。また、罰則規定をもって人権
		侵害をなくしていくのではなく、北風と太陽の"太陽"
		のように狛江市の空気を変えていきたいということか
		ら端を発し、イソップ童話の引用に至りました。
		みんながあたたかい気持ちをもってより良いまちづ
		くりをしていこうという趣旨を伝えるため、その象徴
		として記載したものです。
		しかし、御意見を受け、読み手によって様々な解釈

		があり、上記の趣旨が伝わりにくいことから、イソッ
		プ童話の一文を削除し、あたたかい気持ちをもってま
		ちづくりをしていくという市のスタンスがより伝わる
		よう、文章の順序を入れ替えました。
65	前文のイソップ童話に違和感を持った。人権問題に興味を持った	64番の回答を御参照ください。
	のは、前市長のセクハラ問題がきっかけである。当事者の方が被害	
	を告白するのも困難であり、名乗り出てからも批判があった。思い	
	やりやあたたかさでは解決できない問題だと感じた。自分が自分ら	
	しくいたいというのは根本的なことであり、それが当たり前として	
	通らなかった事実があった。	
66	前文において、市民憲章のような形であればイソップ童話も良い	64番の回答を御参照ください。
	が、条例は強制力のある法律の一種であることから、条例を作るに	
	あたった立法事実を明確に入れた方が良い。	
67	イソップ童話で北風が悪者になるというのはわからない。	64番の回答を御参照ください。
68	イソップ童話は、旅人が望むことをやろうとして行われた行為で	64番の回答を御参照ください。
	なく、それが思いやりの例のように載せられるのは反対である。人	
	に対する思いやり、みんなが違ってみんなが大切という心の例では	
	ない。	
69	北風と太陽の件からは、おかしいことを指摘してはいけないと読	64番の回答を御参照ください。
	み取れる。傷ついた人はあたたかい気持ちでいる余裕はない。前市	
	長の問題あっての条例なので、内容を再検討いただきたい。	
70	前文のイソップ童話は削除してほしい。また、セクハラ市長に対処	64番の回答を御参照ください。
	できなかった狛江市役所だからこそ厳格な文章が適切である。実際に	
	あったことの反省から文章を作ってほしい。	
71	イソップ童話「冷たい風を強く旅人に吹きかける北風」から、差別	64番の回答を御参照ください。

	を受けた側が抗議をすることが冷たい風となぞらえられる誤解が生	
	じる。自分に降りかかった差別や侵害を抗議することが冷たい風とい	
	う印象を持たれる前文は良くない。この件は削除すべき。	
72	前文イソップは消すべし。	64番の回答を御参照ください。
73	前文への立法事実の明記が必要であり、「北風と太陽」のいつわは	64番の回答を御参照ください。
	削除していただきたい	
74	4行目イソップ童話の「北風と太陽…」から8行目「思いをはぐく	64番の回答を御参照ください。
	んでいきましょう。」までの全文を削除する。	
	狛江市の基本条例となる法律前文に、後世の人たちがいろいろな解	
	釈をつけながら教訓化していった寓話の引用はまったく不要である。	
	また、「このお話のように…育んでいきましょう。」までは啓発では差	
	別はなくならないし、救済もできないので削除すべき。それは前高橋	
	市長のセクハラ問題でいやというほど見せつけられたはずであるの	
	に、また同じ轍を踏もうとしていることに気が付かなければならな	
	い。人権侵害は罪であり、禁止されなければならない。	
75	前文のイソップの話はこの条例の趣旨からはずれた見当違いの話	64番の回答を御参照ください。
	です。	
	これが正しいと考えているのなら、この条例そのものが無意味で	
	す。	
	人権というのは人としての尊厳に関わる権利であり、もし侵害され	
	たときには正当に救済され、回復されるべきものです。ほんわかムー	
	ドでごまかして済ませてはいけません。立案者の皆様もう一度厳しい	
	目で読み直してみて下さい。	
76	イソップ童話の引用はいらないと思います。なぜなら人権とは単に	64番の回答を御参照ください。
	思いやりやあたたかい気持、優しさだけでないからです。人権とは何	

	か、人権についての世界的見識とは何かを明らかにし、それに基づく	
	ことが大切と考えます。そのためには、以上について規定している日	
	本国憲法、国際人権諸条約など根拠となる法令の理念を市でも実現す	
	るものであることを明記すべきと考えます。	
77	前文のイソップ童話の例えについて、人権基本条例の趣旨にそぐわ	64番の回答を御参照ください。
	ないのではないでしょうか?	
	理由は、「北風と太陽の」の話は両者の力比べの勝負の話であると	
	いうこと、また違和感を感じこの童話について調べたところ、以下の	
	ような教訓が挙げられています。	
	「着実な方法を選択したほうが成果が生まれやすい」「その場に応	
	じて、柔軟な対応をする必要がある」などです。	
	人に対する思いやりや、みんな違ってみんな大切という文脈とは異	
	なると感じます。	
78	前文のおとぎ話はいらない。	64番の回答を御参照ください。
79	条例によれば「太陽と北風」を例に、「あたたかい気持ちで、人権	64番の回答を御参照ください。
	に対する思いを育む」ことが目的のようです。このような一般的な表	
	現では、人権侵害が起きている現状で人権を守ることができるとは思	
	えません。無意味な条例になることを恐れます。(「太陽と北風」の寓	
	話がなぜ人権と関わるのか私には理解できません。)	
80	イソップ童話を持ち出すことにより、人権条例の趣旨を、かえって	64番の回答を御参照ください。
	わかりづらいものにしている。削除すべきだと考えます。	
	前市長のセクハラ問題で、市政への信頼が失墜したが、信頼回復の	
	努力がなされたのか?その点に触れられていない。この条例を持つに	
	至った狛江独自の問題を、狛江として教訓にするために、前文に触れ	
	ておくべきだと希望します。	

	この問題を抜きにしない態度こそ、将来ほこれる条例となり、賞賛	
	される日が来ると思います。	
81	日本国憲法ではなく国連憲章を頭に置くべきである。イソップ童話	64番の回答を御参照ください。
	は太陽が上から目線であたためてあげた話であり、ブレーメンの音楽	
	隊にしてほしかった。人権を扱うのであれば丁寧に扱わなければなら	
	ない。市を変えるにはすみずみまで啓発、広報すべきである。	
82	「あたたかい気持ちで過ごすことができるよう…思いを育んでいき	64番の回答を御参照ください。
	ましょう」は、市役所トップが役所内で起こしたセクハラに対処でき	
	ず、市民が怒り、マスコミであれだけ報道され、狛江を貶めた、現実	
	に起こった事件に比較して、生温い表現。条例作成のキッカケとなっ	
	た市長セクハラ事件の対策と言えない。	
	特に4行目の「イソップ…このお話のように」 は人権侵害を推奨し	
	かねない例え話として不適当、削除すべき。	
83	思いやり、暖かい…etc の情緒的な言葉で、何を問題にしているの	64番の回答を御参照ください。
	かわかりません。人権を心のあり様の問題と捉えるなら、条例はいり	
	ません。イソップ童話は全く的外れです。	
84	前文にあるイソップ童話の引用は削除すべき。	64番の回答を御参照ください。
	<理由>童話とは多様な解釈ができることが目的につくられている	
	寓話である。一方、狛江市が定める今回の本条例は狛江市の議会答弁	
	(12月5日) にもあったように、立法の効果を求め、法律に準じるも	
	の。法律文章にはできるだけ解釈の余地がないことが必要とされる。	
	従って、解釈が多様な寓話を、解釈の幅が極力ないよう定めるべき条	
	例文に挿入することは、本質的な矛盾が生じる。	
	子どもたちにわかりやすい条例文が必要なら、本条例は正当に法律	
	に準じる格式で作成し、それとは別に、子ども用のわかりやすい表現	

	の条例文を別に作成することで解決する。	
85	「前文」にある「北風と太陽」の教訓は、「(3)『地域づくり』」の	64番の回答を御参照ください。
	対応としては、その教訓=「冷たく厳しい態度で人を動かそうとして	
	も、かえって人は頑なになるが、暖かく優しい言葉を掛けたり、態度	
	を示すことによって初めて人は自分から行動してくれる」(複数のイ	
	ンターネットサイトなどでの説明の要約) として大切なことだと考え	
	ますが、狛江で生じた重大な人権侵害事件である前市長セクハラ問題	
	に正面から向き合う姿勢が明確でないもとでは、「実効性のある対応	
	(救済)」を回避し、一般的な「啓蒙や教育」による呼びかけに解消	
	した実効性のない条例となる都の懸念や意図的にそれをめざしてい	
	るのではないかとの誤解を生みかねません。条例文としては、人によ	
	って解釈が異なるたとえ話を本文に盛り込むことは適切ではありま	
	せんし、条例は呼びかけによる「地域づくり」だけをすすめるもので	
	はなく、「実効性のある対応(救済)」に本気で取り組むための基本条	
	例であることが明確になるよう、「前文」についてさらに議論し、工	
	夫する必要があると考えます。	
86	狛江らしく、絆の強いまち、顔の見える小さなまちと説明があった	顔の見える小さなまちであることは狛江の強みであ
	が、この言い方は印象操作である。前市長問題という恥ずべき狛江市	り、これを生かして取り組んでいきたいと考えていま
	なので、この認識を改めなければ条例は生きてこない。	す。
87	「前文」について、ここでは、条例が制定される根拠を明示される	①本条例は誰にでも読みやすい文を心がけており、平易
	ことが求められていると思います。条例に先行する「狛江市人権都市	な表現に言い換えて記載しています。
	宣言」というべきものがあればいいのですが、条例を支える道徳的根	②「助けあい、連帯のあるまち」は、前文に含まれてい
	拠、法的な根拠をあげる必要があると思います。	るものと考えます。
	①日本国憲法については条文を明記するべきです。	③本条例は多様な人権課題を網羅するものであるべき
	〔基本的人権〕	ことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この「断しました。 憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利 として、現在及び将来の国民に与へられる。

- ②「狛江市人権都市宣言」はありませんが、「狛江市民憲章」
- 1. 互いに信じ、助けあい、連帯のあるまちをつくります。

を目標として書き込んでもいいのではないでしょうか。

③制定根拠として、前市長のパワハラ・セクハラ問題は、避けて通り ないと思います。

日本国憲法では前文において「政府の行為によって再び戦争の惨禍が 起ることのないようにすることを決意し」とあります。

「市(市長)の行為によって再びパワハラ・セクハラの被害が起こる ことのないようにすることを決意」が明らかにされるべきだと思いま す。

- ④人権侵害を指摘し、是正や反省を求めることは「冷たい風を強く旅 人に吹きかける」ことでしょうか?適切な引用ではないと思います。 また寓話を使うのは条例には、適切ではないと思います。「北風と太 陽」のパラグラフは削除すべきです。
- ⑤狛江市は東京都では人口が少ない市ですが、8万の人口を持ち、増 加を続けています。「お互いの顔が見える小さなまち」といえないと 思います。ネット社会において、近隣諸国との平和を危険にさらずよ うなヘイトスピーチが横行する状況は、市境で止められるものではあ りません。この認識は改められるべきだと思います。このパラグラフ は削除すべきです。

- ④64番の回答を御参照ください。
- ⑤市域が狭く、コンパクトであることは狛江市の強みで あるととらえており、それをわかりやすく表現していま す。

前文にセクハラ・パワハラ事件を盛り込み、その反省をふまえ、再 発防止策を講じたと明記してください。

本条例は多様な人権課題を網羅するものであるべき ことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判

		断しました。
		また、市役所内における再発防止策として、議員提案に
		より「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」
		を制定、平成30年11月1日から施行しています。この中
		で、外部有識者を含む苦情処理委員会、外部相談機関を設
		置する等、内部のハラスメント対策を実施しています。
89	高橋氏のセクハラ問題等、人権差別の事実を前文に入れ、そのため	本条例は多様な人権課題を網羅するものであるべき
	の人権差別防止、差別禁止の条例であることを明記する。	ことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判
		断しました。
90	狛江市前期基本計画(素案)においては、まちの姿として人権が尊	前文については、64番の回答を御参照ください。
	重され、市民が主役となる待ち、そして平和の希求、人権の尊重とあ	本条例は多様な人権課題を網羅するものであるべき
	ります。その通りと思います。そしてこれに国民主権が加われば、私	ことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判
	達の基本である日本国憲法の3本柱と一致します。ここからの方向づ	断しました。
	けが素晴らしいと思います。	
	しかし前文にあるイソップ童話の例は、大変はきちがえた内容で	
	す。これは、主に子どもたちに向けた人への思いやり、暖かさがどれ	
	程相手の人権を大切にすることになるかという例え話で、今回わざわ	
	ざこれをとりあげることで、課題をあいまいにし、混乱させてしまう	
	のではないかと危惧します。	
	寧ろ現在の狛江市としては過去数年の間におきた元市長による職	
	員へのセクハラ問題をどう考え、そこから何を学び、真に人権を尊重	
	する市にしていくかを市、市民、各専門家等で忌憚なく協議し、子ど	
	 もたちに誇れる条例にする努力が大切と思われます。市の職員、市民、	
	 みまもる子どもたちの為にも、これはさけてはいけない課題だと思わ	
	れます。ここをのりこえて「人権を尊重し、みんなが生きやすい狛江	
	l.	I.

		T
	をつくる基本条例」を是非つくりましょう。	
91	「平和なまち」を「安心して暮らせるまち」へ変更。平和だと平和	「安心して暮らせるまち」はより身近に感じられる表
	宣言、戦争と平和を想起させるので。	現であるため、「安心して暮らせる平和なまち」に修正し
		ます。
92	9~10 行目「このまちにも,自分の人権が侵害されたと感じてい	本条例は多様な人権課題を網羅するものであるべき
	たり、生きづらさを抱えたりしている人がいます。」の部分は狛江市	ことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判
	には確実に立法事実があるにもかかわらず、狛江市案はそれをうやむ	断しました。
	やにしている。その点を下記のように是正を求める。	
	「狛江市にはハラスメント(パワハラ、セクハラなど)、障害者差	
	別、いじめ、虐待、DV、セクシュアル・マイノリティへの偏見など	
	の人権侵害(立法事実)があるので本条例を制定する。」と明文化す	
	べきである。	
93	10~12 行目「私達は、どんな理由があっても、誰かを傷つけたり、	一般的に条例は、難しく、読みづらいものであるため、
	いじめたり、仲間はずれにしたりすることは、決して許しません。」	前文では子どもから大人まで誰にでも読みやすいもの
	の部分はこのような宣言では人権侵害はなくせない。まず以下のよう	を目指して作成しました。
	に法的根拠に基づいて言い換えるべきだと考える。	また、差別解消三法については、それに基づいたもの
	「狛江市は地方公共団体として憲法、国際人権諸条約、ヘイトスピ	ではありませんが、その趣旨を踏まえた内容になってい
	ーチ解消法、障害者差別解消法、部落差別解消法(差別解消三法)な	ると考えています。
	どにおける理念を狛江でも実現させ、差別の解消を行うためにこの条	
	例を制定します。」と前文で名文化すべきだと考える。人権の概念は	
	世界共通であり、狛江市の独自性を出す必要はなく、出すべきではな	
	い。	
94	前文については、順序として条例の最初に読むものであり、また全	一般的に条例は、難しく、読みづらいものであるため、
	体を統括する概要説明と認識している。そのため、前文は、条例全体	前文では子どもから大人まで誰にでも読みやすいもの
	の印象を左右するものと考える。	を目指して作成しており、その考えの下、日本国憲法に

拝読した率直な感想として、「市の条例でなぜこのような、お子様 │ ついて触れています。また、人権を守るということにつ 向けの言葉表現になるか?」という疑問を持った。市長の公約である 「日本一やさしいまち・狛江」をコンセプトに、委員会の皆さんが検 討を重ねられたことを鑑みると、意見するのは恐縮だが。

人権を考え、人権を守ろうとすること、または人権を害されるといし一文を削除しました。 うことの重きを、認識していないのでは、といった誤解を印象付ける 可能性を感じた。

また、その前文が、いかようにも解釈出来得るような具体性に欠け る曖昧な表現に留まるということに、条例が示す内容の主張をぼかし てしまう懸念があると考える。

そのため、現状のままでは不安が残る。前文は、それ以下の条例本 文で示しきれない事柄の、軸となる姿勢を示すものである表現も必要 であると考える。

せっかく「日本国憲法で定めらています」と述べているのだから、 憲法前文から引用記載する文面があっても良いかと考える。他、国立 市の条例のような、社会が抱えている問題点と、人権を守るとはどう いうことかをはっきりと明記する前文であって欲しいと考える。

95

条例案前文が人権に関するものではなく、思いやり推奨の文章にな っています。人権とは、思いやりなどという抽象的な言葉で表現され「趣旨を踏まえ、狛江らしい条例としました。 たり、人の気分次第でどうこうされたりするものではなく、誰にでも あり、誰もが守り守られるべき権利です。「北風と太陽」の例え話は とてもずれており、この条例案をよしとされた方たちが人権を理解し ているとはとても思えませんでした。第1回の説明会で市長が挨拶に 立ち、自転車で転んだお母さんを誰も助けてくれなかったという子ど もの話を例に、「狛江を思いやりある街に」というお話しをされまし

いても、前文にて定めています。

イソップ童話については、御意見を受け、読み手によ って様々な解釈があり、趣旨が伝わりにくいことから、

世界人権宣言について直接触れてはいませんが、その

	たが、それもまた条例案前文と同じように人権とは異なる種類の話で	
	した。その時も、人権と思いやりを混同し、きちんと理解していない	
	のかと思われる市長が、説明会で人権について基調講演される講師の	
	話を聞かずになぜ退出したのかを不思議に思っていましたが、未だ市	
	としても人権への理解が深まっていないのかと、とても残念な思いで	
	す。また、「日本国憲法」に触れられていますが、国連の「世界人権	
	宣言」にも触れられてはいかがでしょうか?私の解釈違いかもしれま	
	せんが、日本国憲法は「国民」が対象となっています。しかし、外国	
	籍のまま日本で働く狛江市民もいることを考えたら、グローバルな提	
	言をする世界人権宣言にも触れていた方がいいように感じます。	
96	前文に日本国憲法のもと、近年の差別解消法制定(障害者差別解消	第3条において、人権を侵害する行為としての差別を
	法など) の流れを受け、狛江でも差別解消に取り組むとうたってくだ	禁止しています。また、差別解消三法については、それ
	さい。	に基づいたものではありませんが、その趣旨を踏まえた
		内容になっていると考えています。
97	前文に、今もなお障害、性別、国籍…などを理由とした不当な差別	人権を侵害する行為については第3条として個別の
	や暴力などの人権侵害が存在し、日常生活の脅威となっていること、	規定を設けています。
	被害当事者が声をあげづらい状況にあることを盛り込み、狛江でも人	
	権を尊重し、多様性を認め合うまちの実現をめざすとうたってくださ	
	V'o	
98	3行目人権が守られるためには、に続いて(個人の多様性を認め)	多様性については、前文4段落目「みんな違ってみん
	を加える。6行目から12行目までは削除。	な大切」という表現で言い表していると考えます。
99	イソップ物語の寓話には様々な解釈があります。	イソップ童話については、64番の回答を御参照くださ
	前文として取り上げるものは、誰もが理解できる、誤解を与えない表	V'o
	現、例示を用いるべきです。	また、挙げられている各条約、法律については、それ
	前文には、日本が締約国となっている「人種差別撤廃条約」「女性	らに基づいたものではありませんが、その趣旨を踏まえ

身	差別撤廃条約」「子どもの権利条約」の差別禁止義務と、国内法であ	た内容になっていると考えています。
7	る「障害者差別解消法」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の	
角	解消に向けた取組の推進に関する法律」を法的根拠として明示してく	
7	ださい。	
100	立法事実として、セクシャルハラスメント、差別、いじめ、インタ	本条例は多様な人権課題を網羅するものであるべき
_	ーネット上での人権侵害など、狛江市内に人権侵害行為があることを	ことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判
7,	示す。	断しました。
<	<理由>条例を策定する動機を明確にするために、立法事実の記載	また、第3条において人権を侵害する行為の禁止を規
1	は必要。「自分の人権が侵害されたと感じていたり,生きづらさを	定しています。
扌	抱えたりしている人がいます。」では事実があるという表現として弱	
<	く、主観的に侵害を感じる人がいるだけとも解釈できる。事実として	
	人権侵害行為があると明記し、その立法事実が改善されなければ、条	
包	例の運用事項を改めるなど修正、改正する際の根拠とすることができ	
Z	る。	
101	憲法、国際人権諸条約、ヘイトスピーチ解消法、障害者差別解消法、	挙げられている各条約、法律については、それらに基
苔	部落差別解消法 (差別解消三法) などにおける理念を狛江でも実現さ	づいたものではありませんが、その趣旨を踏まえた内容
ન	せることを示す。	になっていると考えています。
<	<理由>これらは人権条例の上位にある法規範であり、地方自治体が	
3	これを実行する責務として、条例を定めるものであることを明らかに	
9	することが必要であるから。	
102	この条例制定理由の1つが、前市長のセクシャルハラスメント・パ	本条例は多様な人権課題を網羅するものであるべき
ŗ	ワーハラスメントで被害を受けた市民の声が上がったことによる、と	ことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判
美	現市長も公言しているのだから、前文に立法事実としてこのことを触	断しました。
1	れないのは、むしろ不自然。	
	3段落目 「狛江市は、お互いの顔が見える小さなまちです。」の	

		_
	後に「このまちで、権力によって人権が侵害され、市民が傷つくこと	
	が起こり、条例をつくることが決まりました。」などの一文を入れる	
	方が、現市長と市政への信頼に繋がる。	
103	条例をつくることになった経緯、立法事実を明記してほしいと思い	本条例は多様な人権課題を網羅するものであるべき
	ます。	ことから、個別の問題に特化した表記はそぐわないと判
	第2回検討委員会で市長が提案し、説明会でも2つの経緯を説明し	断しました。
	ていました。1つは基本計画では人権を尊重し平和な狛江市の実現」	
	をうたっているが人権全般についての条例がないこと。2つには前市	
	長のセクハラ問題で市政への信頼が大きく揺らいだことから二度と	
	ハラスメントを起こさないためということだったのではないでしょ	
	うか。「前市長のセクハラ問題」について、市長自身も語っていたに	
	もかかわらず、この立法事実が明確になっていません。前市長の問題	
	や教訓、再発防止策が明確になっていません。ぜひ入れていただきた	
	いと思います。	
104	イソップ童話の引用は人権を真に守る立場からは、あまりふさわし	イソップ童話については、64番の回答を御参照くださ
	くないと思います。	V'o
	特に「このお話のように、人に対する思いやりや、みんな違ってみ	
	んな大切だという」ことは、一般的には「人に対する思いやり」が大	
	事なことですが、人権を侵害をした人に対しても温かく接すれば態度	
	が改められるんだというようにとらえられ、結果的には人権侵害を容	
	認することに繋がると思います。人権とは人としての尊厳に関わる権	
	利です。人権が侵害されたなら救済し、人権を回復させることが重要	
	で、思いやりだけでは解決しないと思います。	
105	立法事実として、実際に差別などの人権侵害があることなどを明記	立法事実については、前文2段落目に「このまちにも,
	することが必要と思います。	自分の人権が侵害されたと感じていたり, 生きづらさを

国立市の人権条例の前文には、国においての人権や平和に関する法 | 抱えたりしている人がいます。」と表現しています。 整備の取り組み、人権の定義、国立市の考えを示しその上で、様々な 差別や人権侵害が存在することから国立市と市民は「人権侵害を許さ ない」という強い意志と、一人ひとりが当事者として主体的に行動し、 人権を尊重することによって平和なまちを実現することを目指すと うたっています。

通常こうした条例の前文には、「なぜこの条例をつくるに至ったか、 106 なぜこの条例が必要なのか」など、いわば立法事実というべき記述が 必要だと考えますが、この狛江の条例案には明確な記述が見当たらな いと思います。まずそれを明確にすべきと思います。

イソップ童話の「北風と太陽」の例は、差別者を処罰しないで、差 別者にあたたかく接し、態度を改めさせるという思想の表れではない かと危惧します。人種差別撤廃条約など国際人権法上では、差別禁止 を明確に求めています。この義務に真っ向から反すると受け取られる ような記述は削除すべきです。

「このまちにも, 自分の人権が侵害されたと感じていたり, 生きづ らさを抱えたりしている人がいます。私たちは、どんな理由があって も, 誰かを傷つけたり, いじめたり, 仲間はずれにしたりすることは, 決して許しません。」との記述がありますが、認識が非常に甘いと思 います。人権侵害を「決して許さない」と宣言するだけでは差別はな くならないのではないでしょうか。人権とは人としての尊厳にかかわ る権利であり、侵害されたら救済し、人権を回復させなければならな い問題です。また、「侵害されたと感じて」いる問題でもありません。 事実の問題として狛江でも人権侵害が現にある問題です。例えば在日 韓国人の方は、差別や偏見にさらされることを恐れ、自分の本名を明

立法事実については、前文2段落目に「このまちにも、 自分の人権が侵害されたと感じていたり、生きづらさを 抱えたりしている人がいます。」と表現しています。 イ ソップ童話については、64番の回答を御参照ください。 国立市や川崎市では、それぞれの市の状況や考えに基 づき条例を制定しています。狛江市においては、国立市 や川崎市の条例を参考にしながら、その特性を踏まえて **狛江らしい条例を作成しています。**

かすこと、出自を明らかにすることを躊躇している方もいます。現に お隣の川崎市では、ヘイトスピーチを行うデモが止まらず、面と向か って、「在日韓国人は死ね」と罵声を浴びせられ、ただ出身国の差で 存在を全否定されているのを見ても、ただ温かい気持ちや宣言で解消 できるような甘い問題ではなく、「人権侵害は禁止」という強い意志 と態度が必要だと思うのです。

国立市の人権条例では前文に、国においての人権や平和に関する法整備の取り組み、人権の定義、国立市の考えを示し、その上で、尚様々な差別や人権侵害が存在することから国立市と市民は「人権侵害を許さない」という強い意志と、一人一人が当事者として主体的に行動し、人権と平和のまちづくりを目指すとうたっています。狛江市の人権条例検討委員会でも、この国立市の人権条例を学習したと思います。ぜひ国立市や川崎市の条例に学んで、こうした立場で前文を抜本的に書き直してほしいと思います。

第1	第1条(目的)に関する意見		
	意見	回答 (案)	
107	1条は、条例制定の意義を説明する部分であり、前文につづき、条	決意については前文に記載しています。なお、第1条	
	例が示す内容及び条例制定が表す市政の在り方を、示す部分であると	は本則を包括するような表現として整理しました。	
	考える。人権を守るために市政がどう取り組むのかを示し、市民と共		
	にどう在ろうとするのかの、決意を示す部分であると考える。より決		
	意を感じる文面になるよう期待する。		

第2条(定義)に関する意見		
	意見	回答 (案)

108	第2条の定義に差別を入れるべき。	差別については、第3条において人権を侵害する行為
		であると規定しています。
109	第2条の内容は補足説明で良いのではと思われます。	定義については、条例上必要な規定と考えます。

第3	第3条(人権を侵害する行為の禁止)に関する意見	
	意見	回答 (案)
110	第3条は狛江市がヘイトスピーチを禁止するという理解で良いか。	ヘイトスピーチは第3条における出身、人種、国籍等
		を理由とする人権を侵害する行為の禁止にあたると考
		えられます。
111	第3条を短い文に。(→中程の部分は4条へ移動、挿入)	第3条は、あらゆる場所及び場面において、理由の有
	「何人も,差別,いじめ,…等の人権を侵害する行為をしてはならな	無にかかわらず、あらゆる人権を侵害する行為の禁止に
	い。」で切る。	ついて伝えるため、このような表現にしています。
	「家庭,職場…場面において」「年齢,障がい…理由の有無にかかわ	
	らず」は、4条「市民一人ひとりは、個人として尊重され…」	
	(下線部分)へ挿入。	
112	非常に乱暴に一つにまとめた感じがする。	条例の施行後には、分かりやすく説明したパンフレッ
	原文のままだと市民は人権侵害理由とされる羅列事例は、具体的に	ト等を作成し、多くの皆さんに本条例の趣旨が伝わるよ
	どのようなことが後述の人権侵害となり、禁止すべき行為なのか理解	う努めます。
	できない。以下の人権を侵害する行為の禁止事例に対し一つ一つの定	
	義をきちんとつけるべきである。「差別,いじめ,虐待,セクシュア	
	ル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメステイック・バイオ	
	レンス,プライバシーの侵害等」の「等」に関しても考えられる内容	
	と定義をつけてほしい。	
113	具体的な文言で人権についての説明があり、またこれを侵害するこ	第3条は、あらゆる場所及び場面において、理由の有
	とを禁止する、と明記された非常に重要な条項と考える。禁止条項を	無にかかわらず、あらゆる人権を侵害する行為を禁止し

	掲げることは、差別を生まないための啓発周知の意味を果たし、また	ています。
	生じてしまった差別において迅速な対処を可能にするものと考える。	
	不足している文言がないか、追加文言を制定まで深く検討されること	
	を期待する。	
114	項目が禁止条項であることを示す、明確な表記が追記されることを	第3条の見出しに「禁止」と明記しています。
	求めます。	また、レイシャル・ハラスメントについては、人種を
	この禁止条項が、漠然とした印象にならないため、また差別を撤廃・	理由とする人権を侵害する行為の禁止にあたると考え
	阻止する実効性を持たせるために、それぞれ禁止すべき行為を別建て	られます。
	の項目とすることも有効であると考えます。	
	その際、現案の人権を侵害する行為の禁止をする場面「家庭、職場、	
	学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所」という表記につ	
	いては削除せず引き続き、記載することも重要と考えます。	
	更に、禁止する項目のハラスメントの部分に、レイシャル・ハラス	
	メントを追記することを求めます。	
115	第3条には人権を侵害する行為として、侵害されるかもしれない対	御意見として今後の参考にさせていただきます。
	象を挙げています。性的指向についても書かれていますが、ここに明	
	記する以上、パートナーシップ宣誓制度を設けるよう同時に動き始め	
	なければ、条例施行と同時に市が条例違反をしていることになると思	
	います。これだけ全国の自治体で導入が進むパートナーシップ宣誓制	
	度を、渋谷や世田谷などお手本が近くにある狛江市で未だ導入してい	
	ないことに驚きますが、市民として先進的な市であることを期待しま	
	す。すでに検討されているのであればご容赦ください。	
116	第3条「人権を侵害する行為」については、定義を実際に起きた事	第 13 条に規定する推進会議では、人権施策の評価、
	例に基づいて改定されるべきで、そのための恒常的機関が設置される	意識調査、人権に関する実態や課題の把握、重点啓発項
	べきです。第13条の「推進会議」にその機能を持たせるか、別に機	目の設定等を行います。条例の改正についても必要に応

	関をつくるようにすべきです。	じて検討いただきます。
117	第3条では、差別や暴力の定義を述べ、その禁止をうたってくださ	第3条では、あらゆる場所及び場面において、理由の
	l'.	有無にかかわらず、あらゆる人権を侵害する行為の禁止
	差別;例えば人種等に基づくあらゆる区別、排除または制限、政治的、	を明記しており、暴力についても含まれるものと考えて
	経済的、社会的、文化的などの公的生活の分野における平等の立場で	います。
	の人権及び基本的自由を享有、行使することを妨げる、又は害する目	
	的又は効果を有するもの	
	暴力;例えば身体に対する不法な攻撃及びこれに準ずる心身に有害な	
	影響を及ぼす言動	
	セクハラ、パワハラ等は以上に含まれると思いますが、列挙するな	
	ら、定義を入れてください。	
118	第3条に列記している人権の一つとして、「子どもの人権」を入れ	子どもの人権については、家庭における人権を侵害す
	るべきである。「子ども」とは単なる年齢の概念ではなく、個人の人	る行為、年齢を理由とする人権を侵害する行為、虐待が
	格形成の基礎となる特別な時期であり、また、発達途上で守られる権	人権を侵害する行為であることを規定しているため、条
	利を有するものである。昨今は、しつけと称して子どもの命が奪われ	例案第3条に含まれていると考えています。
	る虐待事件が後を経たず、虐待を絶対に防ぐための対策を市としてと	
	ることを明らかにするためにも、人権条例に「子どもの人権」を明記	
	する必要がある。	
119	差別、いじめ、セクシュアル・ハラスメントなどを列挙し「人権を	第3条では、あらゆる場所及び場面において、理由の
	侵害する行為をしてはならない」としていますが、これでは具体的に	有無にかかわらず、あらゆる人権を侵害する行為の禁止
	何をしていけないのかがわかりません。「セクシャル・ハラスメント」	を明記しています。ここに列挙した各理由または行為に
	「いじめ」「差別」など、一項目ずつわけて、それぞれ定義をおくべ	関する定義等については、条例の施行後に、分かりやす
	きだと思います。具体的に何が差別なのかを明らかにすることが重要	く説明したパンフレット等を作成し、多くの皆さんに本
	であり、しっかり規定しておかないと、あいまいになってしまうと思	条例の趣旨が伝わるよう努めます。
	います。	

第5	第5条(市の責務)に関する意見		
	意見	回答 (案)	
120	第5条に基本計画がなければ絵に描いた餅と言われるのではない	第5条に規定しているように、本条例が施行された後	
	か。	にはこの条例の趣旨を踏まえた施策を展開することに	
		なります。既に各課において人権に関する施策が展開さ	
		れており、それを取りまとめ、進捗を見ていくことが第	
		一歩であると考えています。	
121	前文案においても法的根拠に基づき理念の実現に責務を負ってい	第5条に規定しているように、本条例が施行された後	
	るはずの狛江市は自治体としての責務を市民に転嫁しているように	にはこの条例の趣旨を踏まえた施策を展開することに	
	思えたが、第5条の「市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、	なります。既に各課において人権に関する施策が展開さ	
	施策を総合的に推進しなければならない。」に関しても狛江市には人	れており、それを取りまとめ、進捗を見ていくことが第	
	権尊重のためのこの条例に基づいてたてられるべき方針や人権尊重	一歩であると考えています。	
	施策推進計画策定のことに何ら触れずして、どうやって進捗など管理		
	するのか。全く市の責任内容が伴っていない条文である。総合的に推		
	進できるよう方針、計画策定、市民への報告義務のことなどを付加す		
	べきである。		
122	第5条(市の責務)では、人権・平和のまちづくりの総合的な推進	第5条に規定しているように、本条例が施行された後	
	をはかるため、基本方針及び推進計画策定、進捗状況報告の義務を明	には市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえた施	
	記してください。	策を展開することになります。既に各課において人権に	
		関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗	
		を見ていくことが第一歩であると考えています。	
123	第5条の末尾、具体的にどうしてくれるのか分からない。	個別の施策の中で対応していくものと考えます。条例	
		の実効性については、第8条~第 12 条においてその方	

		法を規定し、第 13 条において推進体制としての推進会
		議を規定しています。個々の具体的な取組内容について
		は、条例の運用の中で検討してまいります。
124	「市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推	個別の施策の中で対応していくものと考えます。条例
	進する」とあり、これから素晴らしい市政になると期待を持たせて嬉	の実効性については、第8条~第 12 条においてその方
	しいが、何をどうやるのか?具体的になってないのが問題です。市民	法を規定し、第 13 条において推進体制としての推進会
	に知らせてください。市民に聞いてください。	議を規定しています。個々の具体的な取組内容について
		は、条例の運用の中で検討してまいります。
125	5条・6条での、市と市民の役割が明確でない。	条例の施行後に、分かりやすく説明したパンフレット
		等を作成し、多くの皆さんに本条例の趣旨が伝わるよう
		努めます。
126	市長が責任を持つことは当然ですが、市長に事故があった場合実際	本条例に限らず、市町村長が欠けたときは副市町村長
	の作業がストップしかねません。従って二次的責任を持つ人を明記し	がその職務を代行すると地方自治法で規定されていま
	ておいて頂きたい。	す。
127	「市は、市長による主体的かつ~施策を総合的に推進しなければな	第5条において「市長による主体的かつ率先した指揮
	らない。」とする文面は、重要で必要なものではあるが、これだけで	の下」と規定しています。
	は、狛江市においての条例として不足と感じる。この条例制定にあた	
	る立法事実とも考えられる、前市長のセクハラ問題を考えると、市政	
	の長である立場の人間が加害者となった際、市長自ら解決に向けて迅	
	速な対応ができるか、職員が権力への忖度なしに判断し行動がとれる	
	かどうかという点で、非常に不安が残る。(当該の問題は、被害者が	
	声を上げてから半年間、対策もなく放置されたのではなかったか)	
	そのため、解決へ向けて真摯に迅速に取り組むことを市長の使命と	
	する旨の明記と、別途などで宣言文を定めること、市長に任命される	
	際に宣言書に署名をするなどを、追記文として明記を求める。	

128	「市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推	本条例の目的である「市民一人ひとりが個人として尊
	進」することを高く評価します。	重され、差別や偏見のない、誰もがより生きやすい平和
		なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまち」の実
		現に向けて取り組んでまいります。
129	市の責務に関して、「施策を総合的に推進」では市の具体的な内容	第5条に規定しているように、本条例が施行された後
	がわかりにくいので、方針、計画策定、報告という流れを明記する必	には市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえた施
	要がある。その際、人権侵害行為の実態調査が行われていないので、	策を展開することになります。既に各課において人権に
	今後、調査や情報収集などを行うことも明記する。	関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗
	<理由>人権を守るために具体的に実効性を持つ主体は自治体行政	を見ていくことが第一歩であると考えています。
	であるから。条例の動機となる立法事実を把握することが市の責務と	実態調査については、まずは第 13 条で設置するとし
	して認識される必要があることから、調査や情報収集を行うことも明	ている狛江市人権尊重推進会議において、実態や課題の
	記する。	把握を所掌として整理しました。
130	市の責務が具体的でなく、何をやるのか明確になっていません。方	第5条に規定しているように、本条例が施行された後
	針・計画の策定義務、報告義務などを明記してほしいです。	には市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえた施
		策を展開することになります。既に各課において人権に
		関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗
		を見ていくことが第一歩であると考えています。
		実態調査については、まずは第 13 条で設置するとし
		ている狛江市人権尊重推進会議において、実態や課題の
		把握を所掌として整理しました。
131	「市の責務」として「施策を総合的に推進する」としか書かれてい	第5条に規定しているように、本条例が施行された後
	ません。具体的な事業が全く見えません。少なくとも、方針や計画の	には市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえた施
	策定、報告を義務付けることが必要だと思います。また、第6条によ	策を展開することになります。既に各課において人権に
	り市民にも協力を求めていますが、人権を守ることは公的機関の仕事	関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗
	です。市民への協力は、「協力するよう努める」くらいでよいのでは	を見ていくことが第一歩であると考えています。

	ないでしょうか。	第1項については「守らなければならない」という表
		現のままとします。第2項については、努力規定にしま
		す。
132	個人と団体に対して責務という表現を使っているが、市は推進する	市が個人の人権を尊重するという考えは第5条に盛
	責務はあるが、人権を尊重するという責務が入っていない。これでは	り込んでありますが、御意見を受けよりわかりやすい表
	また上位者による事件が起こってもこの条例では非難できない。	現に修正します。
133	第6条における市民の責務で「お互いの権利を守らなければならな	市が個人の人権を尊重するという考えは第5条に盛
	い」とありますが、第5条の市の責務には「市民の権利を守らなけれ	り込んでありますが、御意見を受けよりわかりやすい表
	ばならない」というような文言がありません。狛江市では、前市長に	現に修正します。
	よるセクハラがあり(刑事事件になるべき猥褻行為もありましたが)、	
	それを擁護する議員や沈黙する職員らの中で、被害女性たちの人権が	
	守られるどころか踏みにじられてきました。最後まで謝らなかった市	
	長に、何の処罰もなく去られ、退職金という税金を持ち逃げされたの	
	が私たち狛江市民です。そのような苦い事例をもつ狛江市として、市	
	の責務に関してだけは、もっと強い言葉と罰則をもって宣言してほし	
	いと思います。人権侵害は、強い立場から弱い立場に向かって起きや	
	すいということを踏まえた上で、今一度真剣に考えてもらいたいで	
	す。私の知人は以前、市の職員に理不尽かつ見当違いな理由で恫喝ま	
	がいの叱責を受けたことがあります。管理職の男性職員から肩書きの	
	ない一般の女性市民に、です。他の女性や未成年男性からも同様のこ	
	とを聞いたことがあるので、市役所では一部それが常態化しているの	
	かと感じています。男性市長から女性職員・議員に向けられたセクハ	
	ラないし猥褻行為と同じ構造で、女性や若輩者を軽んじるが故に起き	
	たことでしょう。多くの職員の方は誠実に働く市役所という安全なは	
	ずの場所で、そのような恫喝的行為やセクハラないし猥褻行為が行わ	

れることが「あり得るの」ではなく、「あった」ことを忘れずに、しっかりした条例を作ってほしいと思います。「市」にこそ、市民のお 手本となる厳しい条例を作るべきです。

第6	第6条(市民の責務)に関する意見	
	意見	回答(案)
134	市民の責務という書き方だが、努めるもの、という書き方で良い。	第3条において人権を侵害する行為を禁止しており、
		人権を守ることは誰もがしなければいけないことだと
		考えますので、第1項については「守らなければならな
		い」という表現のままとします。
		第2項については、努力規定にします。
135	人権を守ること、差別を禁止し、終了させることを条約・法令上負	御意見を受け、「施策に協力するよう努めるものとす
	っているのは公的機関、地方自治体です。市民には「協力する」こと	る」という表現に修正します。
	まで負わせるのは、ためらわれます。「協力するよう努める」でよい	
	と思います。	

第8	第8条(連携)に関する意見		
	意見	回答 (案)	
136	関係機関と連携し、必要な措置を講ずるだけで明るい狛江市になる	市役所内における再発防止策として、議員提案により	
	とは思えず、不安である。市役所の中は前市長のセクハラ問題以降変	「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を制	
	わったのか心配している。これが第一歩であるならば本当に良いもの	定、平成30年11月1日から施行しています。この中で、	
	にしていってほしい。	外部有識者を含む苦情処理委員会、外部相談機関を設置す	
		る等、内部のハラスメント対策を実施しています。	

第9条(相談及び救済)に関する意見

	意見	回答 (案)
137	具体的な救済策として市から独立した第三者機関について明記す	第8条、第9条に規定するように、第2条第3号に
	べき。罰則についても入れて、前市長の問題の再発防止策を盛り込	規定する関係機関等と連携することにより、人権に関
	んだ形にしてもらいたい。	する施策や課題に取り組んでいきたいと考えていま
		す。
		また、本条例は多様な人権課題を網羅するものにな
		ります。したがって救済方法も様々であり、市だけで
		は解決できないケースもあると想定されることから、
		第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しな
		がら対応していくと規定しています。
		本条例は、狛江市において初めて制定される人権の尊
		重に関する基本条例となります。この条例は、罰則をも
		って悪い物を排除するのではなく、市全体であたたかい
		気持ちをもって人権の意識を高め、狛江市をさらに生き
		やすいまちにしていくというスタンスに立っています。
		今回はまちづくりの第一歩として本条例を制定し、今後
		状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していきたい
		と考えています。
		市役所内における再発防止策として、議員提案により
		「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」を制
		定、平成30年11月1日から施行しています。この中で、
		外部有識者を含む苦情処理委員会、外部相談機関を設置す
		る等、内部のハラスメント対策を実施しています。
138	「必要な施策を講ずる」のみでなく、専門家による第三者機関を	第8条、第9条に規定するように、第2条第3号に
	加えることや、具体的支援策をもり込む必要がある。	規定する関係機関等と連携することにより、人権に関

する施策や課題に取り組んでいきたいと考えていま す。 条例の実効性については、第8条~第12条において その方法を規定し、第13条において推進体制としての 推進会議を規定しています。個々の具体的な取組内容に ついては、条例の運用の中で検討してまいります。 市が独自に専門家による被害救済のための第三者機関を設置すべ 第8条、第9条に規定するように、第2条第3号に 139 規定する関係機関等と連携することにより、救済も含 き。そこで話し合いの場をもうけ、指導や勧告することができるよう な実効性のある救済制度を作るべきである。原案のように市民、団体 めた人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと または関係機関との連携だけだと現在の女性の悩み事相談のように 考えています。 相談は受けるが結局、裁判を勧めるしかないことになってしまう。こ また、本条例は多様な人権課題を網羅するものにな ります。したがって救済方法も様々であり、市だけで の第3者委員会では人権侵害に対する実態調査も行政の恣意を排除 して実施できるようにすること。 は解決できないケースもあると想定されることから、 第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しな がら対応していくと規定しています。 実熊調査については、まずは第 13 条で設置するとし ている狛江市人権尊重推進会議において、実態や課題の 把握を所掌として整理しました。 「気軽に相談でき」とあり、救済のために必要な文言と考える。た 第8条、第9条に規定するように、第2条第3号に規 140 だし、同条項に説明された救済措置に関し、現状案では不足であると 定する関係機関等と連携することにより、相談体制や救 考える。被害者が市政をはじめ他社に相談を持ち掛けるということ 済も含めた人権に関する施策や課題に取り組んでいき は、被害の痛みを抱えた状態で差別や人権侵害の問題と対峙するとい たいと考えています。 うことである。これは、想像を絶する痛みを伴うものと考える。 また、本条例は多様な人権課題を網羅するものにな

ります。したがって救済方法も様々であり、市だけで

は解決できないケースもあると想定されることから、

被害申告をするということは、被害の記憶をなぞり、痛みや苦しみ

を自身の口から言葉にして発し、説明をするという負担をしてまで、

解決を望んだということと認識する。

142

この被害者の決意と期待を、無下にしてはならないと考える。救済措置は、相談を真摯に受けとめ、迅速で適切な対応がなされるものでなければならない。

専門知識者を含み構成される、第三者機関の早期設置、或いは設置を約束する具体的な明記を求める。

第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しながら対応していくと規定しています。

141 相談を受ける体制(第三者機関等)を整備し、相談に的確迅速に対応 するとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることも重要な 責務とすることを求めます。

被害申告をした被害者は、相談をすることで二次被害を受ける危険性に晒されると考えます。これまで数々の事例において、加害側を擁護する者や事態を理解しない者が、被害者の人格を否定する内容のデマを発信拡散し、問題解決を妨げるばかりか、事態の隠蔽を図るために、更に被害者を苦しめるといった状況が発生しており。これは被害者にもたらされるべき平穏な生活を侵害し、新たな人権侵害と呼ぶべき状況であると考えます。

そうした考え得る二次被害を防ぐ体制を整えることは、被害者が相談を持ち掛けるハードルを下げることにも繋がり。差別や人権侵害を撤廃することの実効性を高めることに成ると考えます。

第9条の救済措置について、専門知識者を含めた第三者機関の設置を求めるとさせていただきましたが。救済回復の場面以外にも、市と伴って(ただし業務遂行にあたっては一定の独立性をもち)この第三者機関が、被害申告のあった差別に対して調査・審議し、解決へ向けて迅速な対応を進めることを求めます。

また、加害者への対処が審議される過程で、市民が審議会の傍聴の

第8条、第9条に規定するように、第2条第3号に規定する関係機関等と連携することにより、相談体制や救済も含めた人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。

また、本条例は多様な人権課題を網羅するものになります。したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決できないケースもあると想定されることから、第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しながら対応していくと規定しています。

第8条、第9条に規定するように、第2条第3号に規定する関係機関等と連携することにより、救済も含めた人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。

また、本条例は多様な人権課題を網羅するものになります。したがって救済方法も様々であり、市だけで

		T
	機会を得ることを求めます。	は解決できないケースもあると想定されることから、
		第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しな
		がら対応していくと規定しています。
143	先般の市長によるセクハラ事件の経緯を見ると、公人による人権侵	第8条、第9条に規定するように、第2条第3号に規
	害の際、救済を求めるときに、素案にある「市民、団体又は関係機関	定する関係機関等と連携することにより、救済も含めた
	等と連携し、必要な措置を講ずる」の文言だけでは不十分です。救済	人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考え
	を得られるために、「市の行政から独立した専門的な諸機関を設置す	ています。
	る」というような具体的文言がほしいと思います。	また、本条例は多様な人権課題を網羅するものにな
		ります。したがって救済方法も様々であり、市だけで
		は解決できないケースもあると想定されることから、
		第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しな
		がら対応していくと規定しています。
144	この条例の出発点は、市役所内でのセクシャルハラスメントである	第8条、第9条に規定するように、第2条第3号に規
	でしょうから、相談・救済について市の窓口だけでなく、行政から独	定する関係機関等と連携することにより、相談体制や救
	立した専門的な機関が必要ではないかと思います。また救済の方法・	済も含めた人権に関する施策や課題に取り組んでいき
	仕組みについて具体的にどうするかについて今後の方向性について	たいと考えています。
	触れてほしいと思います。人権尊重推進会議での検討が見込まれてい	また、本条例は多様な人権課題を網羅するものにな
	るのであれば、明記してほしいです。	ります。したがって救済方法も様々であり、市だけで
		は解決できないケースもあると想定されることから、
		第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しな
		がら対応していくと規定しています。
145	第9条(相談・救済)では、被害者の相談、救済には市から独立し	第8条、第9条に規定するように、第2条第3号に規
	た専門家による第三者委員会を設けることをうたってください。(前	定する関係機関等と連携することにより、相談体制や救
	市長のセクハラ事件では、市の相談窓口だったため、被害者は信頼で	済も含めた人権に関する施策や課題に取り組んでいき

	,	<u></u>
	きず、訴えることができなかった)	たいと考えています。
		また、本条例は多様な人権課題を網羅するものにな
		ります。したがって救済方法も様々であり、市だけで
		は解決できないケースもあると想定されることから、
		第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しな
		がら対応していくと規定しています。
146	被害者の救済に関して、条例案9条はこれまでと何ら変わりない抽	第8条、第9条に規定するように、第2条第3号に規
	象的文言に終始しています。これでは「市長」あるいは権力者のセク	定する関係機関等と連携することにより、救済も含めた
	ハラ防止はできません。もっと具体的に第三者機関として「人権侵害	人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考え
	救済委員会」などを設置する、その委員選考に当たっては第三者を含	ています。
	めた選任委員会を議会に設ける(市長の権限ではなく)など検討すべ	また、本条例は多様な人権課題を網羅するものにな
	きと思われます。	ります。したがって救済方法も様々であり、市だけで
	上記委員会は市内の人権侵害の実態調査も定期的に行うこと。した	は解決できないケースもあると想定されることから、
	がって、その委員は人権侵害の専門家を中心として、人権侵害を受け	第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しな
	やすい属性を有する人たちを入れる。	がら対応していくと規定しています。
		実態調査については、まずは第 13 条で設置するとし
		ている狛江市人権尊重推進会議において、実態や課題の
		把握を所掌として整理しました。
147	相談・適切な救済とあるが、具体的にすることが明記されていない。	第8条、第9条に規定するように、第2条第3号に規
	それと、市民、団体又は関係機関等とあるが、そこが被害者救済のた	定する関係機関等と連携することにより、相談体制や救
	めに動ける機関なのか。忖度がまかり通っている世情で、実りある活	済も含めた人権に関する施策や課題に取り組んでいき
	動を期待するなら、専門家による第三者機関を設置する必要があると	たいと考えています。
	思います。	また、本条例は多様な人権課題を網羅するものにな
		ります。したがって救済方法も様々であり、市だけで
		は解決できないケースもあると想定されることから、

		T
		第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しな
		がら対応していくと規定しています。
148	市が被害者救済のための第三者機関を設けて救済策を講じること	第8条、第9条に規定するように、第2条第3号に規
	が求められます。前市長のセクハラ問題でも、市役所に相談窓口があ	定する関係機関等と連携することにより、救済も含めた
	ったにもかかわらず、解決には至りませんでした。	人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考え
		ています。
		また、本条例は多様な人権課題を網羅するものにな
		ります。したがって救済方法も様々であり、市だけで
		は解決できないケースもあると想定されることから、
		第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しな
		がら対応していくと規定しています。
149	相談しやすいシステムづくりが大切。専門家のいる第三者機関、市	第8条、第9条に規定するように、第2条第3号に規
	の職員の中に、子どもの問題、高齢者の問題、生活の様々な支援の分	定する関係機関等と連携することにより、相談体制も含
	野等の専門職の育成と雇用等(特に教育分野は重要。学校内の支援者	めた人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと
	は先進国の中で日本は下位)。	考えています。
150	この条例で救済ができるのか疑問である。差別是正のための具体的	今回はまちづくりの第一歩として本条例を制定し、今
	措置や公表すること等を条例に盛り込むことにより、差別された人を	後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していきた
	救済できるようにしてほしい。	いと考えております。
151	実効ある救済がされるために加筆。9条「市は差別による人権侵害	今回はまちづくりの第一歩として本条例を制定し、今
	行為に対し是正措置を行う。」「市は人権侵害を行った者の氏名を公表	後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していきた
	する。」と加筆。	いと考えております。
152	「必要な措置」を具体的に。	今回はまちづくりの第一歩として本条例を制定し、今
	相談件数、その実態 etc 狛江広報にのせる。	後状況を見ながら罰則規定の必要性も検討していきた
	セクハラの場合、加害者名を公表する。加害者は謝罪し、弁償する。	いと考えています。
	加害者の救済について、専門家によるカウンセリング等が必要に応	また、本条例は多様な人権課題を網羅するものになり

	ドマ本庫として	++ 1+2° -+++++++ ++ ++ +++++++++++++++++++++
	じて考慮される。	ます。したがって救済方法も様々であり、市だけでは解
		決できないケースもあると想定されることから、第8条
		に規定するように適切な関係機関等と連携しながら対
		応していくと規定しています。
153	被害者の救済として相談を受ける(被害申告を待つ)以外に、差別撤	実態調査については、まずは第 13 条で設置するとし
	廃のための施策の策定や実施へ向けて、地域の実態を調査する必要が	ている狛江市人権尊重推進会議において、実態や課題の
	あると考えます。被害実態の調査・把握に努めること明記する条項の	把握を所掌として整理しました。
	追加を求めます。	
	また、その実態調査にあたり、調査先の組織や調査する市(または	
	第三者機関)の対応が、慎重で適切なものであるよう求めます。	
	被害調査は、仮に被害実態があった際、加害側を萎縮させ啓発とな	
	り、問題を改善へ促す可能性もあると同時に、加害側を警戒させるこ	
	とで事態をエスカレートさせる可能性ももつことを認識する必要が	
	あり。	
	調査において適切な対応がなされなかった場合、問題の解決を期待	
	した被害者の希望は断たれ、その後外部へ救済を求めることを拒否し	
	てしまう可能性ももつと考えられます。	
	こうした懸念から、調査において専門知識者より意見を得、充分な	
	検討がなされることを求めます。	
154	必要な措置を講ずるためには、人権尊重推進会議を開き、相談内容	本条例は多様な人権課題を網羅するものになります。
	についての検討審議を行い、必要な救済措置を行い、人権侵害事項が	したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決でき
	起こらないよう対象者の処罰を含め対応を行う、としてほしい。	ないケースもあると想定されることから、第8条に規定
		するように適切な関係機関等と連携しながら対応して
		いくと規定しています。
155	第9条適切な救済の内容を教えてほしい。被害者が救済されるため	本条例は多様な人権課題を網羅するものになります。

		·
	には、二度とそのようなことが起きないよう加害者の排除がされなけ	したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決でき
	れば、本当の救済にはならない。話を聞いてもらってそれでおしまい、	ないケースもあると想定されることから、第8条に規定
	ではない。	するように適切な関係機関等と連携しながら対応して
		いくと規定しています。
156	第9条における相談及び救済に関する「~関係機関等と連携し、必	本条例は多様な人権課題を網羅するものになります。
	要な措置」とはどんなものなのでしょうか。現在の相談窓口は、人権	したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決でき
	擁護委員となっていますが、どういう経歴をもった人権のプロフェッ	ないケースもあると想定されることから、第8条に規定
	ショナルなのか不明です。人権というセンシティブな相談を受けるた	するように適切な関係機関等と連携しながら対応して
	めの訓練や講習を受けた人なのかどうかを知りたいですし、そのよう	いくと規定しています。
	な訓練・講習を受けた人ないし経験をもつ(人権団体での活動者など)	相談については、既存の相談窓口の状況を見ながら、
	人でなければ、とても私的な人権侵害を相談する気にはなれないと思	条例施行後に引き続き検討してまいります。
	います。条例施行と同時に実効性のある相談・救済窓口の発表を期待	
	しています。なお、条例にある「救済」という言葉には「ケア」も入	
	るのかと思われますが、前市長が「自分がモデル」と公言していた安	
	安丸のキャラクターを今も使用することは、ケアどころか被害女性へ	
	の二次被害につながります。正直、間接的被害者として市民も見かけ	
	る度に気分が悪くなる人が少なからずいますので、マンホールや人	
	形、役所内に見られるもの等、早急な撤去をお願いします。条例案の	
	施行までに救済を実行してください。	
157	相談については専門的配慮が必要と思われます。気軽な相談という	どなたでも気軽に相談に来てほしいという趣旨とな
	ものではないのでは?	っています。
158	2行目の頭に、(不当な人権侵害に)を加える。また相談の窓口形	本条例は多様な人権課題を網羅するものになります。
	態や救済の具体例も記載されるとよい。	したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決でき
		ないケースもあると想定されることから、第8条に規定
		するように適切な関係機関等と連携しながら対応して
		I .

		いくと規定しています。
159	市の財政的にどこまで可能か疑問である。	限られた財源の中でより効果的にできるよう努めま
		す。
160	第9条の末尾、具体的にどうしてくれるのか分からない。	本条例は多様な人権課題を網羅するものになります。
		したがって救済方法も様々であり、市だけでは解決でき
		ないケースもあると想定されることから、第8条に規定
		するように適切な関係機関等と連携しながら対応して
		いくと規定しています。
161	「(2) 相談と『実効性のある対応(救済)』」については、現状は	①については、第5条に「市長は、主体的かつ率先して
	不十分と言わざるを得ません。「気軽に安心して相談できる」などが	指揮をとるとともに、教育委員会その他の市の機関との
	入れられたことは大切だと思いますが、具体的にどのようなことが実	連携を図ることにより、市の責務を果たすものとする。」
	施されるのか、「推進委員会」の具体的取り組みを含めて市民に示す	と規定しています。
	ことが欠かせないと思います。	②については、第8条、第9条に規定するように、第
	この点で不可欠なのが「近年の狛江で突出した人権侵害事件である	2条第3号に規定する関係機関等と連携することによ
	前市長によるセクハラ問題からどのような教訓を導き出し、再発防止	り、相談体制や救済も含めた人権に関する施策や課題
	の仕組みが盛り込まれたのか」をはっきり示すことです。現時点では	に取り組んでいきたいと考えています。
	ほとんど見えてきません。さまざまな配慮が必要であり、一定時間の	また、本条例は多様な人権課題を網羅するものにな
	かかる対応が求められる問題だと考えられますので、「推進会議」の	ります。したがって救済方法も様々であり、市だけで
	最初の仕事にするという方法もあるかと思います。	は解決できないケースもあると想定されることから、
	しかしこの問題に正面から取り組むことは、松原市長も条例制定の	第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しな
	背景としてこの事件についてあげていたように、失墜した狛江市行政	がら対応していくと規定しています。
	の信頼回復のためにも欠かせないことだと考えます。条例制定の最大	③について、条例の実効性については、第8条~第12条
	の立法事実であり、これについての取り組みがしっかりとなされなけ	においてその方法を規定し、第 13 条において推進体制
	れば、「何のための条例か」という批判は避けられません。	としての推進会議を規定しています。個々の具体的な取
	具体的な対応としては、①市長による「人権尊重宣言」を任期ごと	組内容については、条例の運用の中で検討してまいりま

	に行うよう求める条文を盛り込むことや、②行政とは独立した第三者	す。
	による相談機関、救済機関の設立、③実効性を担保するための「推進	
	委員会」での「方針」や「計画」の策定などがあり得るのではないで	
	しょうか。	
	「(3)『地域づくり』」については、「生きづらさの解消」を人権尊	
	重に関わる問題として条例に盛り込んだという点は一つの特徴では	
	ないかと思っています。生きづらさを感じながら暮らしている市民が	
	おり、だれもが生きやすいまち狛江をつくっていこうという方向性は	
	とても大切だし、それは差別を生まない社会的土壌をつくっていくこ	
	とと重なるもので、これを市民と行政の協働で実現することは大切だ	
	と思います。	
	ただし、狛江で生じた重大な人権侵害事件である前市長セクハラ問	
	題に正面から向き合うことなく、(2)「実効性のある対応(救済)」	
	が明確でないなかで、「地域づくり」だけにしか触れない条例では問	
	題に蓋をしているようにとらえられ、市民の信頼を得られず、「人権	
	を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる」ための市民と行政の協働	
	は困難なものとならざるを得ないと考えます。	
162	第9条に「市民,団体又は関係機関等と連携し,必要な措置を講	第8条、第9条に規定するように、第2条第3号に規
	ずる。」とあるが、被害者の相談を受けたりアドバイスを与えるだけ	定する関係機関等と連携することにより、人権に関する
	では救済につながらないので、加害者へのアクセスや交渉も行う専門	施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。
	機関に連携する、委託することを必ず行うことも記載するべき。	
	<理由>根本的に、人権侵害行為では加害者の人権侵害行為の規制や	
	制約が行われなければ、被害者の人権が守れないから。	
163	救済手続き、救済機関については狛江市人権尊重推進会議で検討し	狛江市人権尊重推進会議の所掌事項については、第13
	ていくことを明記する。	条に規定していますが、御意見を受けて、市長の諮問機

		関である推進会議の所掌事項に「第9条に規定する相談
		に係る必要な措置及び救済手法の検討」を追加しまし
		た。
164	「適切な救済を受けられるよう…必要な措置を講ずる」ことはいい	第8条、第9条に規定するように、第2条第3号に規
	と思いますが、より実効性を高めるために、市が専門家による被害者	定する関係機関等と連携することにより、救済も含めた
	救済のための第三者機関を設けたり、指導や勧告ができるような救済	人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考え
	制度をつくることが重要だと思います。	ています。
		また、本条例は多様な人権課題を網羅するものにな
		ります。したがって救済方法も様々であり、市だけで
		は解決できないケースもあると想定されることから、
		第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しな
		がら対応していくと規定しています。
165	「市は、気軽に相談でき、適切な救済を受けられるよう、必要な措	第8条、第9条に規定するように、第2条第3号に規
	置を講ずる」としています。より実効性を高めるために、市が独自に	定する関係機関等と連携することにより、相談体制や救
	専門家による被害救済のための第三者機関を設置し、そこで話し合い	済も含めた人権に関する施策や課題に取り組んでいき
	の場をもうけたり、指導や勧告することができるような救済制度を作	たいと考えています。
	る必要があるのではないでしょうか。前市長のセクハラ問題でも市役	また、本条例は多様な人権課題を網羅するものにな
	所に相談窓口はありましたが、結局解決には至りませんでした。	ります。したがって救済方法も様々であり、市だけで
		は解決できないケースもあると想定されることから、
		第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しな
		がら対応していくと規定しています。

Ĵ	第10条(啓発等)に関する意見		
		意見	回答 (案)
]	166	障害者差別など、知識不足が原因で生じる可能性が高い差別をなく	条例の運用の中で、御意見として参考にさせていただ

		<u></u>
-	すにおいて。重要な項目と考える。差別を生まないとする取り組みと	きます。
	して、広い視野で専門的な知識者の協力を得、学校・職場・他生涯に	
	おいて学ぶ機会を生むよう、体制を整え取り組まれることを期待す	
	る。	
167	(子どもに対する教育等) がありますが、おとなに対して啓発や情	第 10 条に「市は,市民が人権を身近なものと捉えら
1 \$	報提供だけでなく、人権尊重に関する学習の機会を充分に保障してほ	れるよう、人権の尊重に関する意識を高めるための啓
	しいと思います。差別の意識や人権侵害は、無意識無自覚であること	発、情報提供等を行う。」と規定されており、その中で対
7	が多々あると思います。自分の気づかない差別や人権尊重の学習が必	応していくものと考えます。
1	要です(学校教育、社会教育、企業内教育などあらゆる機会において)。	
4	無意識のハラスメント、子どもの人権について、子どものいじめにつ	
l	いてなど大人の意識が問われるなか、自己の課題として受け止め行動	
	できる感性を養っていく学習機会が必要です。(市の責務)の項目で	
j	述べられている、「市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施	
j	策を総合的に推進」に含まれることかもしれませんが、とくに重要な	
	ことと思います。	
168	第 10 条、11 条については、国立市の条例 13 条に(市は、学校教	第 10 条、第 11 条については、国立市の条例第 13 条
	育、社会教育その他生涯を通じたあらゆる教育の場において豊かな人	と同様の趣旨であると考えています。
t	権感覚の育成と平和意識の醸成のために必要な取りくみを行うもの	
	とする)としてあり、参考にし、取り入れられたい。	
169	具体的な施策(相談所、カフェ等)を実現させること。	条例の運用の中で、御意見として参考にさせていただ
		きます。

第 1	第11条(子どもに対する教育等)に関する意見		
	意見	回答(案)	
170	自分たちが受けた教育が間違っていたのではと感じる。私たちは	第10条に「市は,市民が人権を身近なものと捉えら	

	人権を大事にできない間違った育ち方をしてしまったので、そこを	れるよう,人権の尊重に関する意識を高めるための啓
	直したい。子どもに押し付けるのではなく、大人が再教育を受ける	発、情報提供等を行う。」と規定しており、その中で対
	必要がある。大人が学び、子どもに共有することが必要。	応していくものと考えます。
171	子どもの教育について、子どもの権利条約があり、子どもが本来持	第 10 条に「市は,市民が人権を身近なものと捉えら
	つ権利がきちんと守られなければいけないと決められている。教育で	れるよう、人権の尊重に関する意識を高めるための啓
	人権を尊重しなければいけないと言うだけでなく、子どもだけでな	発,情報提供等を行う。」と規定しており、その中で対応
	く、大人も子どもに権利があることを知らなければいけないと思う。	していくものと考えます。
	学校教育だけでなく、周りの大人たちすべてが子どもに対する人権に	
	ついて理解する取組みを取り入れてほしい。	
172	子どもの教育とは上から目線である。子どもの人権、命を大事にす	学校教育と啓発、両方から取り組んでいくことがわか
	ることが教育以前の問題として大事である。	るよう修正します。
173	大人が上から目線で教育や道徳、啓発といったことを押し付けるの	条例の運用の中で、御意見として参考にさせていただ
	ではなく、子どもたち自身が自分自身の人権「子どもの権利」を知る	きます。
	ことから始めてほしい。	
174	世界子どもの権利条約一年齢にあわせた教育内容を先進の国々か	本条例に反映するものではありませんが、御意見とし
	ら学び、実施する。	て承ります。

第 12	2条(市の支援)に関する意見	
	意見	回答(案)
175	この条例を推進する活動は幅広いものを包含していると思うが、ど	条例施行後に検討してまいります。
	ういう基準で人的・財政的支援を行うのか決めておく必要があるので	
	はないか。	
176	この条項はとても良いと思いますが、実際に実施するためには、具	条例施行後に検討してまいります。
	体的にどのような活動にどのように支払うのかの基準を策定するこ	
	とが必要だと思います。	

第 13 条(狛江市人権尊重推進会議の設置)に関する意見		
	意見	回答 (案)
177	当事者と差別問題の専門家を入れるべき。	推進会議には地域の実態をよく知る方、若い世代等に
		も参加いただきたいと考えていますが、全体のバランス
		が取れるよう検討していきます。
		また、第13条第4項における「必要に応じて専門家、
		関係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができ
		る。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聴くこ
		とができると規定しています。
178	第 13 条会議構成員、市民、専門家からの割合を多くしないと、結	推進会議には地域の実態をよく知る方、若い世代等に
	果この条例の様な生ぬるい判断となるだろう。	も参加いただきたいと考えていますが、全体のバランス
		が取れるよう検討していきます。
		また、御意見を受け、条例に推進会議の構成メンバー
		等を盛り込みます。
179	「推進会議」には、当事者を入れること。実態調査を入れること。	推進会議には地域の実態をよく知る方、若い世代等に
		も参加いただきたいと考えていますが、全体のバランス
		が取れるよう検討していきます。
		実態調査については、まずは第 13 条で設置するとし
		ている狛江市人権尊重推進会議において、実態や課題の
		把握を所掌として整理しました。
180	実効ある救済がされるために加筆。13 条「市は被害者救済の為の	第8条、第9条に規定するように、第2条第3号に規
	人権問題の有識者による第三者機関をおく、と加筆。13条4「推進会	定する関係機関等と連携することにより、救済も含めた
	議は <u>人権問題での</u> 識見を有する…」下線部を加筆。	人権に関する施策や課題に取り組んでいきたいと考え

	<u>, </u>	T
		ています。
		また、本条例は多様な人権課題を網羅するものにな
		ります。したがって救済方法も様々であり、市だけで
		は解決できないケースもあると想定されることから、
		第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しな
		がら対応していくと規定しています。
		また、推進会議はこの条例による人権を尊重するまち
		づくりを推進するための機関であるため、人権問題に関
		する有識者を想定しています。
181	第13条4について、会議のメンバーは人権施策を想定し、評価で	推進会議はこの条例による人権を尊重するまちづく
	きる専門家が中心になるべきであり、「差別の撤廃など人権問題に関	りを推進するための機関であるため、人権問題に関する
	する学識経験者」とすべき。また、人権侵害被害を受けやすい属性を	有識者を想定しています。
	有する人たちを一定数以上入れることを明記すべき。	構成メンバーについては、地域の実態をよく知る方、
		若い世代等にも参加いただきたいと考えていますが、全
		体のバランスが取れるよう検討していきます。また、第
		13条第4項における「必要に応じて専門家、関係者等に
		会議への出席を求め、意見を聴くことができる。」との規
		定を活用し、当事者や専門家の意見を聴くことができる
		と規定しています。
182	基本条例の説明会に参加し、登壇者が狛江の人権の実態に深く関与	推進会議のメンバーについては、地域の実態をよく知
	していることに感銘を受けました。	る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えています
	やはり当事者やこれまで狛江市の中で差別の実態を知る方々の参	が、全体のバランスが取れるよう検討していきます。ま
	加が条例策定過程で必要です。「私たちを抜きに私たちのことを決め	た、第 13 条第4項における「必要に応じて専門家、関
	ないで」は障碍者の叫びですが、人権尊重のまち狛江を作る上でも、	係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができ
	当事者の参加を第13条に書き込むことを求めます。	る。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聴くこ

また、前市長のセクハラ問題に端を発した条例づくりですが、現代的な被差別の実態の調査が行われていないことから、何に照準をあたるのか、がはっきりしないように感じます。狛江市で LGBT の方が部屋を借りることが難しかったり、仕事場で差別を受けていること、障がいのある子どもが郊外学習に参加できず校長室でビデオを見ながら過ごしたことなど、お聞きした経験があります。狛江市でも残念ながら人権侵害の実態があることを前提にしっかりと実態調査を行い、それに基づいて、救済の手段や施策を立案することが必要だと思います。人権尊重推進会議第13条に人権侵害についての実態調査を行う事を明記してください。

とができると規定しています。

実態調査については、まずは第 13 条で設置するとしている狛江市人権尊重推進会議において、実態や課題の把握を所掌として整理しました。

183 第 13 条 2 (1) について、「人権施策の評価」の前提として、推進 会議において、包括的、計画的な人権施策基本方針、計画を検討すべ き。また意識調査ではなく人権侵害についての実態調査を行うことが 必要である。

第5条に規定しているように、本条例が施行された後には市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえた施策を展開することになります。既に各課において人権に関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗を見ていくことが第一歩であると考えています。

実態調査については、まずは第 13 条で設置するとしている狛江市人権尊重推進会議において、実態や課題の把握を所掌として整理しました。

184 第13条(人権推進会議)では意識調査でなく、実態調査を盛り込んでください。

委員のメンバーには当事者も入れてください(障害者、女性、在日 コリアン、外国籍市民など)。

実態調査については、まずは第 13 条で設置するとしている狛江市人権尊重推進会議において、実態や課題の把握を所掌として整理しました。

推進会議のメンバーについては、地域の実態をよく知る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えていますが、全体のバランスが取れるよう検討していきます。また、第13条第4項における「必要に応じて専門家、関

		係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができ
		る。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聴くこ
		とができると規定しています。
185	狛江市人権尊重推進会議の設置について、基本方針と計画が明記さ	第5条に規定しているように、本条例が施行された後
	れることを求めます。	には市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえた施
	また、この会議のメンバーが、差別撤廃や人権問題の学識経験者で	策を展開することになります。既に各課において人権に
	構成されることを求めます。更に、シンポジウムでの長谷川氏の発言	関する施策が展開されており、それを取りまとめ、進捗
	で解ったように、当事者にしか解り得ない問題点が多く存在すると考	を見ていくことが第一歩であると考えています。
	える事から、この会議のメンバーに、人権侵害被害を受けやすい属性	実態調査については、まずは第 13 条で設置するとし
	を有する方が、一定数以上含まれる構成であることも求めます。	ている狛江市人権尊重推進会議において、実態や課題の
		把握を所掌として整理しました。
		推進会議のメンバーについては、地域の実態をよく知
		る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えています
		が、全体のバランスが取れるよう検討していきます。ま
		た、第 13 条第4項における「必要に応じて専門家、関
		係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができ
		る。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聴くこ
		とができると規定しています。
186	狛江市人権尊重推進会議で、まず、差別や人権侵害の実態調査を定	実態調査については、まずは第 13 条で設置するとし
	期的に行ってください。どのような差別や人権侵害の実態があるの	ている狛江市人権尊重推進会議において、実態や課題の
	か。実態の把握が大事です。被害に遭った人、被害に遭っている人は、	把握を所掌として整理しました。
	辛いけど、人に知られたくない。二次被害が怖い…と、差し伸べた手	
	を掴むことが出来ないかも知れません。諦めず、定期的にやることで	
	信頼を勝ち取ってください。	
187	市民の実情、状況が一定程度個人情報等に配慮しながら市側に理解	本条例に反映するものではありませんが、御意見とし

	される為のしくみづくり。民生委員、児童委員がいない地域をなくす。	て承ります。
	又、両委員の仕事の為の研修、報酬の見直しが必要。	
188	推進委員会が、この条例の理解を始め、人権侵害の解決をすすめる	条例の理解を深めるなど、その推進のために必要な事
	組織となるのか。市長のしもん機関ではなく、別個の組織を立ち上げ	項を所掌するのは、推進委員会で行うものと考えます。
	るべきと思います。	また、第8条、第9条に規定するように、第2条第3号
		に規定する関係機関等と連携することにより、人権に関
		する施策や課題に取り組んでいきたいと考えています。
189	狛江市人権尊重 推進会議には、人権問題に詳しい学識者や、差別	推進会議のメンバーについては、地域の実態をよく知
	を受けやすい属性を持つか経験を持つ当事者をある程度入れる必要	る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えています
	があることを明記する。	が、全体のバランスが取れるよう検討していきます。ま
	<理由>現実に即した実効性を条例が果たすためには、推進会議がそ	た、第 13 条第4項における「必要に応じて専門家、関
	の条例の効果や対策度を確認する必要がある。その際には、やはり当	係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができ
	事者や学識者の知見が必要である。	る。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聴くこ
		とができると規定しています。
190	会議のメンバーは、「差別の撤廃など人権問題に関する学識経験者」	推進会議のメンバーについては、地域の実態をよく知
	と当事者(人権侵害被害を受けやすい属性を有する人たち)を一定数	る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えています
	以上入れることを明記すべき。	が、全体のバランスが取れるよう検討していきます。ま
		た、第 13 条第4項における「必要に応じて専門家、関
		係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができ
		る。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聴くこ
		とができると規定しています。
191	狛江市人権尊重推進会議を設置することは大事なことですが、それ	専門機関については、第8条、第9条に規定するよう
	とは別に差別について調査、審査し解決する専門的な救済機関が必要	に、第2条第3号に規定する関係機関等と連携すること
	と思います。	により、救済も含めた人権に関する施策や課題に取り組
	また、推進会議が行う内容の中で、「意識調査」となっていますが、	んでいきたいと考えています。

意識調査ではなく、差別等の人権侵害についての実態調査が必要と考 えます。条例案に市が定期的に人権侵害に関する実態調査を行うとい う項目を設けたほうがよいと思います。

さらに推進会議は、「識見を有する者」となっていますが、「人権問題|第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しな での識見を有する者」としていただきたいと思います。また、「団体 及び公募市民」については、差別の被害当事者を入れることも明記し てほしいと思います。

また、本条例は多様な人権課題を網羅するものにな ります。したがって救済方法も様々であり、市だけで は解決できないケースもあると想定されることから、 がら対応していくと規定しています。

実熊調査については、まずは第 13 条で設置するとし ている狛江市人権尊重推進会議において、実態や課題の 把握を所掌として整理しました。

推進会議のメンバーについては、地域の実態をよく知 る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えています が、全体のバランスが取れるよう検討していきます。ま た、第13条第4項における「必要に応じて専門家、関 係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができ る。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聴くこ とができると規定しています。

施策の調査・審議機関を設置することは大事だと思いますが、それ とは別に、差別について調査、審査し、解決する専門的な救済機関が 必要だと思います。

192

また、2項(1)「人権施策の評価」の前に、人権施策全体の方針、 計画づくりを策定することが必要だと思います。また、「意識調査」 ではなく、差別等の人権侵害についての実態調査が不可欠です。市が 定期的に人権侵害に関する実態調査を行うという項目を設けた方が よいと思います。

また、4項の会議構成者について、「識見を有するもの」だけでな く「差別の撤廃に関する学識経験者」と、また、差別の被害当事者の

専門機関については、第8条、第9条に規定するよう に、第2条第3号に規定する関係機関等と連携すること により、救済も含めた人権に関する施策や課題に取り組 んでいきたいと考えています。

また、本条例は多様な人権課題を網羅するものにな ります。したがって救済方法も様々であり、市だけで は解決できないケースもあると想定されることから、 第8条に規定するように適切な関係機関等と連携しな がら対応していくと規定しています。

実熊調査については、まずは第 13 条で設置するとし

	<u> </u>
方を一定以上いれることも行うべきです。	ている狛江市人権尊重推進会議において、実態や課題の
	把握を所掌として整理しました。
	推進会議のメンバーについては、地域の実態をよく知
	る方、若い世代等にも参加いただきたいと考えています
	が、全体のバランスが取れるよう検討していきます。ま
	た、第 13 条第4項における「必要に応じて専門家、関
	係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができ
	る。」との規定を活用し、当事者や専門家の意見を聴くこ
	とができると規定しています。